

2025 年 4 月 30 日

墨田区議会議長

佐藤 篤 様

会 派 名 日本共産党墨田区議会議員団

代 表 者 名 村本 ひろや

墨田区議会政務活動費収支報告書

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例第12条第2項又は第4項の規定により、
下記のとおり提出します。

記

1 収入 5,040,000 円

2 支出

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費	310,450	
研 修 費	45,270	
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	276,945	
広 報 広 聴 費	1,066,912	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
事 務 費	2,318,986	
人 件 費		
合 計	4,018,563	

※その他使途が明らかとなる書類を添付すること。

預金利息の支出充当 △804 円

3 残余が生じた額 1,022,241 円



【 政務活動費実績報告書 I 】

氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
1	R6.4.4(木)	カラー複合機リース料43回目分リコーリース(株)	8	事務費		10,230		10,230
2	R6.4.16((火)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	事務費		33,013	50%	12,787
3	R6.4.18(木)	(株)ジェイコム通信契約利用料(2024年1月～3月まで)	8	事務費		20,664		20,664
4	R6.4.18(木)	リコージャパンコピー機チャージ料金	8	事務費		5,911		5,911
5	R6.4.18(木)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	広報広聴費		16,720		16,720
6	R6.4.18(木)	東京自治問題研究「東京」と「住民と自治」2024年5月～2025年4月	5	資料購入費		16,220		16,220
7	R6.4.21(月)	基礎から学ぶ社会保障 新版 VALUE BOOKS	5	5資料購入費		761		761
8	R6.4.21(月)	基礎から学ぶ社会保障 新版 参考書専門店 ブックスドリーム	5	5資料購入費		873		873
9	R6.4.22(月)	基礎から学ぶ社会保障 新版 ブックオフ楽天市場店	5	5資料購入費		1,245		1,245
10	R6.4.23(火)	しんぶん赤旗 4月分	5	5資料購入費		5,427		5,427
11	R6.4.25(金)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
12	R6.4.25(金)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
13	R6.4.25(金)	事務所費 山下事務所家賃+水光熱費(10,3000+3,922)	8	8事務費		106,922	50%	53,461
14	R6.5.7(火)	カラー複合機リース料44回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
15	R6.5.7(火)	村本スマートフォン購入費	8	8事務費		88,660		88,660
16	R6.5.8(水)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		3,300		3,300
17	R6.5.8(水)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
18	R6.5.11(土)	元法制局キャリアが教える法律を讀む技術・学ぶ技術 改訂第41版[単行本]2冊	5	5資料購入費		3,960		3,960
19	R6.5.23(木)	事務所費 山下事務所家賃+水光熱費(103,000+4,049)	8	8事務費		107,049	50%	53,524
20	R6.5.24(金)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
21	R6.5.27(月)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
22	R6.5.27(月)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,036	50%	3,518
23	R6.5.27(月)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金)通信費	8	8事務費		7,524	50%	3,762
24	R6.5.27(月)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		32,408	50%	17,487
25	R6.5.29(水)	しんぶん赤旗 5月分	5	5資料購入費		5,427		5,427
26	R6.5.31(金)	書籍代「公園の木はなぜきられるのか」1冊分	5	5資料購入費		990		990
27	R6.6.4(火)	カラー複合機リース料45回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
28	R6.6.7(金)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		3,300		3,300
29	R6.6.12(水)	書籍代「公園の木はなぜ切られるのか」2冊分	5	5資料購入費		1,980		1,980
30	R6.6.14(金)	(株)きかんしサーバー料+ホームページ更新料	6	6広報広聴費		19,822		19,822
31	R6.6.14(金)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
32	R6.6.17(月)	公明新聞2024/3月分・4月分・5月分(1,887円×3)	5	5資料購入費		5,661		5,661
33	R6.6.19(水)	書籍代「徹底検証 東京都政」3冊分	5	5資料購入費		5,610		5,610
34	R6.6.25(火)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
35	R6.6.25(火)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
36	R6.6.25(火)	事務所費 山下事務所家賃+水光熱費(103,000+4,471)	8	8事務費		107,471	50%	53,735
37	R6.6.25(火)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,070	50%	3,535
38	R6.6.25(火)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金)通信費	8	8事務費		11,631	50%	5,815
39	R6.6.26(水)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,435	50%	12,501
40	R6.6.26(水)	岐阜県下呂市・岐阜県岐阜市・愛知県名古屋市長市視察 3人分	1	1調査研究費		175,450		175,450
41	R6.6.28(金)	しんぶん赤旗 6月分	5	5資料購入費		5,427		5,427
42	R6.6.28(金)	第66回自治体学校in神奈川への参加費用(資料代など)3人分	2	2研修費		28,000		28,000
43	R6.7.4(木)	カラー複合機リース料46回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
44	R6.7.5(金)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		3,300		3,300
45	R6.7.5(金)	(株)ジェイコム通信契約利用料(2024年4月～6月まで)	8	8事務費		20,664		20,664
46	R6.7.12(金)	(株)きかんしホームページ料金	6	6広報広聴費		16,720		16,720
47	R6.7.20(土)	書籍 移動から公共交通を問い直す 1冊分 自治体研究社	5	5資料購入費		1,900		1,900
48	R6.7.20(土)	書籍 長寿社会の地域公共交通 1冊分 自治体研究社	5	5資料購入費		2,200		2,200
49	R6.7.20(土)	書籍 再エネ乱開発 1冊分 自治体研究社	5	5資料購入費		2,900		2,900

【 政務活動費実績報告書 I 】

	氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
50		R6.7.23(火)	岐阜市下呂市、岐阜県岐阜市、愛知県名古屋市長瀬金事代魚喜水産(2人分)(株)まるいち(3人分)	1	1調査研究費		15,000		15,000
51		R6.7.25(木)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
52		R6.7.25(木)	事務所費 山下事務所家賃+水光熱費(103,000+5,516)	8	8事務費		108,516	50%	54,258
53		R6.7.25(木)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金)通信費	8	8事務費		7,507	50%	3,753
54		R6.7.25(木)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,189	50%	3,594
55		R6.7.26(金)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
56		R6.7.26(金)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,202	50%	12,893
57		R6.7.26(金)	すみだ区議団ニュース2024年7月号 10,000枚+振込手数料	6	6広報広聴費		154,330		154,330
58		R6.7.31(水)	しんぶん赤旗 7月分	5	5資料購入費		5,487		5,487
59		R6.8.5(月)	カラー複合機リース料47回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
60		R6.8.23(金)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
61		R6.8.23(金)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
62		R6.8.23(金)	事務所費 山下事務所家賃+水光熱費(10,3000+5,875)	8	8事務費		108,874	50%	54,437
63		R6.8.26(月)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,070	50%	3,535
64		R6.8.26(月)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金)通信費	8	8事務費		7,572	50%	3,786
65		R6.8.26(月)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,239	50%	12,912
66		R6.9.2(月)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
67		R6.9.2(月)	しんぶん赤旗 8月分	5	5資料購入費		5,487		5,487
68		R6.9.2(月)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		3,300		3,300
69		R6.9.4(水)	カラー複合機リース料48回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
70		R6.9.4(水)	事務所費 山下事務所家賃+水光熱費+更新料(103,000+4,780+125,000)	8	8事務費		232,780	50%	70,000
71		R6.9.6(金)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		3,300		3,300
72		R6.9.10(火)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
73		R6.9.25(水)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,074	50%	3,537
74		R6.9.25(水)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
75		R6.9.25(水)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金)通信費	8	8事務費		10,438	50%	5,219
76		R6.9.26(木)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,379	50%	12,982
77		R6.9.26(木)	しんぶん赤旗 9月分	5	5資料購入費		5,487		5,487
78		R6.10.4(金)	カラー複合機リース料49回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
79		R6.10.8(火)	すみだ区議団ニュース2024年10月号 10,000枚+振込手数料	6	6広報広聴費		154,330		154,330
80		R6.10.25(金)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,107	50%	3,553
81		R6.10.25(金)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金)通信費	8	8事務費		7,571	50%	3,785
82		R6.10.25(金)	事務所費 山下事務所家賃+水光熱費(103,000+4,750)	8	8事務費		107,750	50%	53,875
83		R6.10.26(土)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
84		R6.10.28(金)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,317	50%	12,951
85		R6.10.28(月)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
86		R6.10.28(金)	しんぶん赤旗 10月分	5	5資料購入費		5,487		5,487
87		R6.10.28(金)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
88		R6.10.28(金)	(株)ジェイコム通信契約利用料(2024年7月~9月まで)	8	8事務費		20,664		20,664
89		R6.11.5(火)	カラー複合機リース料50回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
90		R6.11.12(水)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		14,388		14,388
91		R6.11.19(火)	公明新聞2024/6月分~10月分(1,887円×5ヶ月分)	5	5資料購入費		9,435		9,435
92		R6.11.22(金)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
93		R6.11.24(日)	事務所費 山下事務所家賃+水道費(100,000+3,000)	8	8事務費		103,000	50%	51,500
94		R6.11.25(月)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,140	50%	3,570
95		R6.11.25(月)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
96		R6.11.25(月)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
97		R6.11.26(火)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,196	50%	12,890
98		R6.11.26(火)	すみだ区議団ニュース2024年11月号 10,000枚+振込手数料	6	6広報広聴費		176,330		176,330

【 政務活動費実績報告書 I 】

	氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
99		R6.11.29(金)	しんぶん赤旗 11月分	5	5資料購入費		5,487		5,487
100		R6.12.4(水)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		3,300		3,300
101		R6.12.4(水)	カラー複合機リース料51回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
102		R6.12.10(火)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
103		R6.12.13(金)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000		45,000
104		R6.12.17(火)	革新都政をつくる会機関紙代2024/1月～12月分	5	5資料購入費		1,500		1,500
105		R6.12.17(火)	(株)日刊建設通信新聞2024年12月～2025年5月分	5	5資料購入費		61,780		61,780
106		R6.12.17(火)	事務所費 山下事務所家賃+水道費+電気代(100,000+3,000+6,253)	8	8事務費		109,253	50%	54,626
107		R6.12.17(火)	月間「保育情報」	5	5資料購入費		9,120		9,120
108		R6.12.17(火)	(株)自治体研究社(地方議会議員政策セミナー代)	2	2研修費		17,270		17,270
109		R6.12.17(火)	しんぶん赤旗 12月分	5	5資料購入費		5,487		5,487
110		R6.12.19(木)	事務所費 山下事務所電気代	8	8事務費		4,950	50%	2,475
111		R6.12.25(水)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
112		R6.12.25(水)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金)通信費	8	8事務費		7,524	50%	3,762
113		R6.12.25(水)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,189	50%	3,594
114		R6.12.26(木)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,327	50%	12,956
115		R6.12.27(金)	(株)ジェイコム通信契約利用料(2024年10月～12月分)	8	8事務費		20,664		20,664
116		R6.12.27(金)	墨田区民主商工会新聞代(2024年1月～12月分、2024年4月～2025年3月分)	5	5資料購入費		15,600		15,600
117		R6.1.6(月)	カラー複合機リース料52回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
118		R7.1.7(火)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		8,103		8,103
119		R7.1.7(火)	すみだ区議団ニュース2024年12月号 10,000枚+振込手数料	6	6広報広聴費		176,330		176,330
120		R7.1.11(土)	ぺんてるノックルボードにフィット太字6色セット	8	8事務費		1,654		1,654
121		R7.1.15(水)	民主主義/文部省 角川ソフィア文庫 1冊	5	5資料購入費		1,392		1,392
122		R7.1.22(水)	株式会社都政新聞社新聞代+振込手数料2025年2月～2026年1月分	5	5資料購入費		24,220		24,220
123		R7.1.22(水)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
124		R7.1.22(水)	子どもへの無関心の政治と子ども家庭庁・事典太平洋戦争と子どもたち書籍代2冊	5	5資料購入費		4,000		4,000
125		R7.1.23(木)	事務所費 山下事務所家賃+水道費+電気代(100,000+3,000+4,958)	8	8事務費		107,958	50%	53,979
126		R7.1.24(金)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
127		R7.1.24(金)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
128		R7.1.25(金)	議事調査委託料	1	1調査研究費		40,000		40,000
129		R7.1.27(月)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,087	50%	3,543
130		R7.1.27(月)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,480	50%	13,032
131		R7.1.28(火)	しんぶん赤旗 1月分	5	5資料購入費		5,487		5,487
132		R7.1.28(火)	公明新聞2024/11月分～12月分(1,887円×2ヶ月分)2025/1月分2,270円	5	5資料購入費		6,044		6,044
133		R7.1.28(火)	「市民と議員のための自治体財政」書籍代	5	5資料購入費		1,650		1,650
134		R7.2.4(火)	カラー複合機リース料53回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
135		R7.2.5(水)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		3,300		3,300
136		R7.2.13(木)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
137		R7.2.19(水)	月間「ゆたかなくらし」2025年4月～2026年3月分+振込手数料	5	5資料購入費		11,490		11,490
138		R7.2.21(金)	しんぶん赤旗 2月分	5	5資料購入費		5,487		5,487
139		R7.2.25(火)	事務所費 山下事務所家賃+水道費+電気代(100,000+3,000+4,754)	8	8事務費		107,754	50%	53,877
140		R7.2.25(火)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
141		R7.2.25(火)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金)通信費	8	8事務費		7,485	50%	3,742
142		R7.2.25(火)	戸嶋剛au電話料金(携帯電話料金)通信費	8	8事務費		7,121	50%	3,560
143		R7.2.25(火)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)	8	8事務費		75,000	50%	37,500
144		R7.2.25(火)	議事調査委託料	1	1調査研究費		40,000		40,000
145		R7.2.26(水)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,219	50%	12,902
146		R7.3.4(火)	カラー複合機リース料54回目分リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
147		R7.3.4(火)	「NO消費税」2025年4月号～2026年3月号 1年分	5	5資料購入費		2,270		2,270

【 政務活動費実績報告書 I 】

氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
148	R7.3.7(金)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		47,474		47,474
149	R7.3.14(金)	(株)きかんしホームページ料金+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
150	R7.3.14(金)	「中小商工業研究」2025年4月・7月・10月2026年1月	5	5資料購入費		5,270		5,270
151	R7.3.14(金)	めざせ！住民主権のまちづくり区画整理・再開発対策全国連絡会議	5	5資料購入費		8,670		8,670
152	R7.3.20(木)	事務所費 山下事務所家賃+水道費+電気代(100,000+3,000+4,054)	8	8事務費		107,054	50%	53,527
153	R7.3.20(木)	しんぶん赤旗 3月分	5	5資料購入費		5,487		5,487
154	R7.3.25(火)	事務所費 村本事務所家賃(90,000)	8	8事務費		90,000	50%	45,000
155	R7.3.25(火)	議事調査委託費	1	1調査研究費		40,000		40,000
156	R7.3.26(水)	山下ひろみ携帯電話代(通信費)+端末機	8	8事務費		22,226	50%	12,905
157	R7.3.26(水)	事務所費 戸嶋事務所家賃(75,000)+更新料	8	8事務費		191,250	50%	70,000
158	R7.3.26(水)	戸嶋事務所電気代(R6.4月～R7.2月分)	8	8事務費		95,921	50%	47,645
159	R7.3.31(月)	すみだ区議団ニュース2024年3月号 10,000枚+振込手数料	6	6広報広聴費		176,330		176,330
160	R7.3.31(月)	すみだ区議団ニュース2025年3月号外	6	6広報広聴費		8,800		8,800
161	R7.3.31(月)	公明新聞 2月.3月分(2ヵ月分)	5	5資料購入費		4,540		4,540
162								
1224								
合計						6,057,561		4,018,563

費目別集計	請求額	備考
1 調査研究費	310,450	
2 研修費	45,270	
3 会議費		
4 資料作成費		
5 資料購入費	276,945	
6 広報広聴費	1,066,912	
7 要請陳情活動費		
8 事務費	2,318,986	
9 人件費		
合計	4,018,563	

備 品 台 帳

項 目 : 事 務 費

備品 番号	品 名	規 格	金 額 (円)	数 量 (台・個)	取得日 消滅日	処理区分 (購入・リース)	会派名 設置場所等 (使用者等)	購 入 先 等 (社名、住所、電話番号等)	備 考
E-1	デジタルカメラ	FinePix S8000fd	61,350	1	H19.9.26	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
						リース			
E-2	パソコン2台	LL850/K LaVie Vista	366,568	2	H19.10.12	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
					H27.6.2	リース			
E-3	パソコン2台	LL850/K LaVie Vista	386,568	2	H19.11.27	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
					H29.7.21	リース			
E-4	パソコン	VALUSTAR VE570/WG	129,048	1	H22.5.18	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
					R3.3.31	リース			
E-5	拡大プリンタ	EPSON PX-F8000	292,425	1	H22.11.1	購入	区議団控室	総合商社ベンキョウウッド一俣	
						リース			
E-6	放射線測定器	Dose RAE2	67,740	1	H23.6.22	購入	区議団控室	エックスプレーションズ	
						リース			
E-7	カラー複合機	TASKalfa3050ci	1,052,100	1	H23.9.20	購入	区議団控室	総合商社ベンキョウウッド一俣	
					R2.10.2	リース			
E-8	パソコン	PC-VY22AFZ76	84,000	1	H23.9.30	購入	区議団控室	総合商社ベンキョウウッド一俣	
					H26.5.2	リース			
E-9	モバイル	Surface™	55,376	1	H25.10.7	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
						リース			
E-10	パソコン	VALUSTAR LL750RSW-YC	153,000	1	H26.5.2	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
						リース			

25--2-17利息

804

※※※ 2025--3--4 通帳内のすべてのお取引を繰越しました ※※※
最終行にはお取引の明細が記入されません。通帳繰越のお手続きをお願いいたします。

〈ご説明〉

◎他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。
(ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)



事業用賃貸借契約書

(更新)

岩崎ビル 101 号室

貸主 : 岩 崎 恵 子 様

借主 : 山下 ひろみ 様
(博美)

事業用賃貸借契約書

(博美)

貸主 岩崎 恵子 (以下「甲」という。)と借主 山下 ひろみ (以下「乙」という。)は、この契約書により
頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

図書(1) 目的物件の表示						
建 物	名 称	岩崎ビル 1階 101号室 区画番号 ()				
	所 在 地	(住居表示) 東京都墨田区業平三丁目13番8号				
		(登記簿)				
	構 造	鉄骨造 (一部木造) / 2階建				
	種 類	住居・事務所・	新築年月	昭和41年5月		
	面 積	約35.47㎡ (約10.7坪)				
賃 貸 方 法		一般借家契約				
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容・使用目的

事業内容：	
使用目的：事務所	

頭書(3) 契約期間

令和 3年 9月10日 から	令和 6年 9月 9日まで (3年間)
----------------	---------------------

頭書(4) 賃料等

賃料	月額100,000円 (内消費税等 9,091円)	礼金			火災保険料	借主(乙)負担で本契約と同時に加入すること
敷金	200,000円 (賃料の1ヶ月分)	更新事務手数料			新賃料の 0.25ヶ月分	
水道代	月額 3,000円				更新料	新賃料の1ヶ月分
その他の条件						
貸与する鍵	鍵No. 本数	玄関 2本				
賃料等の支払時期		毎月末日までにその翌月分を支払う。				
賃料等の支払方法	振込払い 振込手数料は借主負担	金融機関名 口座番号 口座名義	三菱UFJ銀行 押上支店 [REDACTED] 岩崎 恵子 (イワサキケイコ)			

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	岩崎 恵子
	住所	東京都墨田区 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称	
所在地		
賃貸不動産管理業協会会員番号	※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載すること。	
管理担当者	氏名	賃貸不動産管理士登録番号 ()
※賃貸不動産管理業協会の認定資格である賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載。		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

- ・ 乙は本契約を更新する際は、新賃料の1ヶ月分相当額を更新料として甲に支払うものとする。
- ・ 乙は本契約を更新する際は、新賃料の2ヶ月分相当額に至るまで敷金の補充をするものとする。
- ・ 甲及び乙は本契約を更新する際は、更新事務手数料として仲介業者(㈲北澤土地)に対して新賃料の0.25ヶ月分を支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

1. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことを、あらかじめ承認する。
2. 天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。
3. 乙は、本物件を使用するにあたっては、近隣との融和に努力し、近隣からの苦情等が発生した場合は、乙自らこれを解決するものとする。
4. 乙と他の入居者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しないものとする。
5. 乙又はその使用人・関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは乙は遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
6. 事業内容及び営業内容等に変更がある場合借主(乙)は、貸主(甲)又は仲介業者(㈲北澤土地)に必ず通知し、その後協議するものとする。
7. 貸主(甲)は、借主(乙)に対して6ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 8月 30日

甲・貸主	住所	東京都墨田区	TEL	
	氏名	岩崎 恵子		
乙・借主	住所	東京都墨田区	TEL	
	氏名	山下 博美 (印)		
連帯保証人	住所	東京都	TEL	
	氏名			
契約担当窓口	住所		所属	
	商号		氏名	
			電話	

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社 北澤土地	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 北澤三郎	代表者の氏名	
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区業平二丁目14番8号 03-3626-0333	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(13)第25938号	免許証番号	
	免許年月日	平成29年8月24日	免許年月日	
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	佐藤 徳美	氏 名	
	登 録 番 号	(東京) 第043232号	登 録 番 号	
	業務に従事する 事務所所在地 TEL	東京都墨田区業平二丁目14番8号 03-3626-0333	業務に従事する 事務所所在地 TEL	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、家賃が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、家賃が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、家賃が不相当となった場合

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、その月の日数で日割り計算した額とする。

(~~共益費~~)

~~第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。~~

~~2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

~~3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、その月の日数で日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは、乙以外の名義を表示してはならない。又、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡、担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 粗暴な言動を用いたり、みだりに他人と抗争したり、騒音、悪臭等の発生等、近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為をすること
 - 四 暴力団、反社会的政治・宗教等の団体の支配下にある者及び協調者等、公序良俗に反する者の反復、継続しての出入り若しくは事務所、アジトとしての使用
 - 五 動物等の飼育をすること
- 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第9条 甲は、本項第一号から第二号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第一号から第二号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第1号及び第2号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 三 銀行取引の停止
 - 四 破産手続きの開始
 - 五 会社整理手続きの開始
 - 六 民事再生手続きの開始
 - 七 会社更生手続きの開始
 - 八 特別清算手続きの開始
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると

認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 一 本物件を頭書(2)記載の目的以外の用に供したとき
- 二 第7条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 乙またはその使用人が、暴力団、反社会的政治・宗教等の団体の支配下にある者及び協調者等、公序良俗に反する者と判明したとき

(乙からの解約)

第11条 乙は、甲に対して1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理者の変更

(乙の通知義務)

第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 長期に休業するとき

二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更

三 連帯保証人の死亡又は解散

四 乙の名称、所在地、代表者等登記簿内記載事項に大きな変更があった場合には、直ちに登記簿謄本をそえて甲に通知しなければならない。(代表者等役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の譲渡とみなす)

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

事業用賃貸借契約書

(更 新)

岩崎ビル 101 号室

貸主 : 岩 崎 恵 子 様

借主 : 山 下 博 美 様

事業用賃貸借契約書

貸主 岩崎 恵子 (以下「甲」という。) と借主 山下 博美 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	岩崎ビル			1階	101号室
	所 在 地	(住居表示) 東京都墨田区業平三丁目13番8号				
		(登記簿)				
	構 造	鉄骨造 (一部木造) / 2階建				
	種 類	住居・事務所・	新築年月	昭和41年5月		
面 積	約35.47㎡ (約10.7坪)					
賃 貸 方 法		一般借家契約				
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容・使用目的

事業内容:

使用目的: 事務所

頭書(3) 契約期間

令和 6年 9月10日 から 令和 9年 9月 9日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃料	月額100,000円 (内消費税等 9,091円)	礼金	(内消費税等)	火災保険料	借主(乙)負担で本契と同時に加入すること
敷金	200,000円 (賃料の1ヶ月分)	更新事務手数料	新賃料の 0.25ヶ月分	附属施設料	月額 (内消費税等)
水道代	月額 3,000円			更新料	新賃料の1ヶ月分
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本数	玄関 2本			
賃料等の支払時期		毎月末日までにその翌月分を支払う。			
賃料等の支払方法	振込払い 振込手数料 は借主負担	金融機関名 口座番号 口座名義	三菱UFJ銀行 押上支店 [REDACTED] 岩崎 恵子 (イワサキケイコ)		

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅) TEL
	(勤め先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	岩崎 恵子
	住所	東京都墨田区 [REDACTED]
管理業者	商号又は名称	
所在地		
賃貸不動産管理業協会会員番号		※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載すること
管理担当者	氏名	賃貸不動産管理士登録番号 ()
	※賃貸不動産管理業協会の認定資格である賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載	
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。		
所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

- ・乙は本契約を更新する際は、新賃料の1ヶ月分相当額を更新料として甲に支払うものとする。
- ・乙は本契約を更新する際は、新賃料の2ヶ月分相当額に至るまで敷金の補充をするものとする。
- ・甲及び乙は本契約を更新する際は、更新事務手数料として仲介業者㈱北澤土地に対して新賃料の0.25ヶ月分を支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

1. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことを、あらかじめ承認する。
2. 天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。
3. 乙は、本物件を使用するにあたっては、近隣との融和に努力し、近隣からの苦情等が発生した場合は、乙自らこれを解決するものとする。
4. 乙と他の入居者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しないものとする。
5. 乙又はその使用人・関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは乙は遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
6. 事業内容及び営業内容等に変更がある場合借主(乙)は、貸主(甲)又は仲介業者㈱北澤土地に必ず通知し、その後協議するものとする。
7. 貸主(甲)は、借主(乙)に対して6ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6年 9月 4日

甲・貸主	住所	東京都墨田区	TEL
	氏名	岩崎 恵子	
乙・借主	住所	墨田区	TEL
	氏名	山下 博美	
連帯保証人	住所	東京都	TEL
	氏名		
契約担当窓口	住所	所属	
	商号	氏名	
		電話	

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社 北澤土地
	代表者の氏名	代表取締役 北澤 正弘
	主たる事務所	東京都墨田区業平二丁目14番8号
	所在地・TEL	03-3626-0333
	免許証番号	東京都知事(14)第25938号
	免許年月日	令和4年8月24日
説明をする宅地建物取引士	氏名	佐藤 徳美
	登録番号	(東京) 第043232号
	業務に従事する事務所所在地	東京都墨田区業平二丁目14番8号
	TEL	03-3626-0333

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、家賃が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、家賃が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、家賃が不相当となった場合

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、その月の日数で日割り計算した額とする。

(~~共益費~~)

~~第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。~~

~~2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

~~3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、その月の日数で日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは、乙以外の名義を表示してはならない。又、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡、担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 粗暴な言動を用いたり、みだりに他人と抗争したり、騒音、悪臭等の発生等、近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為をすること
 - 四 暴力団、反社会的政治・宗教等の団体の支配下にある者及び協調者等、公序良俗に反する者の反復、継続し、ての出入り若しくは事務所、アジトとしての使用
 - 五 動物等の飼育をすること
- 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第9条 甲は、本項第一号から第二号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第一号から第二号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第1号及び第2号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 三 銀行取引の停止
 - 四 破産手続きの開始
 - 五 会社整理手続きの開始
 - 六 民事再生手続きの開始
 - 七 会社更生手続きの開始
 - 八 特別精算手続きの開始
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると

認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 一 本物件を頭書(2)記載の目的以外の用に供したとき
- 二 第7条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 乙またはその使用人が、暴力団、反社会的政治・宗教等の団体の支配下にある者及び協調者等、公序良俗に反する者と判明したとき

(乙からの解約)

第11条 乙は、甲に対して1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 長期に休業するとき

二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更

三 連帯保証人の死亡又は解散

四 乙の名称、所在地、代表者等登記簿内記載事項に大きな変更があった場合には、直ちに登記簿謄本をそえて甲に通知しなければならない。(代表者等役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の譲渡とみなす)

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

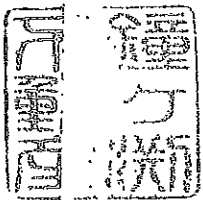
(特約事項)

第21条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

事業用建物貸借契約書
事務所

上野貸事務所

戸嶋 剛 様



不動産測々鐘

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 上野 まち子 (以下「甲」という。)と借主 戸嶋 剛 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	上野貸事務所			102 号室
	所 在 地	東京都墨田区墨田3-41-7			
	構 造	木造			
	種 類	貸事務所			
	面 積		m ²		
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

令和 4年 4月 1日	から	令和 7年 3月 31日まで (3 年間)
目的物件の引渡し時期		年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75000 円 (別途消費税相当額 円)	礼 金	月額 75000 円 (賃料 1 カ月分)
家 財 保険料	円	敷 金	月額 75000 円 (賃料 1 カ月分)
附 属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	円 (賃料 カ月分)
償 却			
その他の条件			
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	☐ 振 込		
	☒ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	TEL
	(勤務先) TEL
	(携 帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 上野 まち子
	住所 東京都墨田区 [REDACTED]

管理業者	鐘ヶ淵不動産		
所 在 地	東京都墨田区墨田4-15-8	TEL	03-3611-9539

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	東京都 [REDACTED]
		極度額	2,700,000円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

更新の際は、新規賃貸料の1か月分を甲に支払い更新することができる。又、仲介業者に更新労務報酬料として、新規賃貸料の1/2か月分と消費税分を支払うものとする。

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通保有する。

令和4年 月 日

甲・貸主	氏名 上野 まち子	TEL
	住所 東京都墨田区	
乙・借主	氏名 戸嶋 剛	TEL
	住所 東京都墨田区	
丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所 東京都	
	極度額	2,700,000円

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 東京都墨田区墨田4-15-8	主たる事務所 所在地・TEL
	所在地・TEL 03-3611-9539	商号又は名称
	商号又は名称 鐘ヶ淵不動産	代表者の氏名
	代表者の氏名 岡崎 剛司	
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号 東京都 大臣 知事 (1)第 103680 号	免許証番号 大臣 知事 ()第 号
	免許年月日 令和1年 7月 12日	免許年月日 年 月 日
	氏 名 岡崎 剛司	氏 名
	登録番号 (東京) 第 14779	登録番号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名 鐘ヶ淵不動産	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 東京都墨田区墨田4-15-8 TEL 03-3611-9539	事務所所在地 TEL

(印は原則として実印)

(この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。)

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明
なければならない。

⑧金

(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するも
する。

は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることがで
。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充て
ができない。

料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、
金に補填するものとする。

は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の
一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返
なければならない。

項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を
しなければならない。

反社会的勢力ではないことの確約

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号
規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称し
「反社会的勢力」という。)ではないこと

甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
いう。)が反社会的勢力ではないこと

反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡
又は転貸してはならない。

乙又は制限される行為

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、
担保の用に供してはならない。

は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は
件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとす

は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切
為を行ってはならない。

銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え

二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。また第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 1) 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4) 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更

二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

二 長期に休業するとき

三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四 連帯保証人の死亡又は解散

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする

二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の旨、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に申し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

責)

地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

新に関する事項及び特約事項)

前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載の通りとする。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 須賀素子 (以下「甲」と称する) と、借主 村本裕哉 (以下「乙」と称する) と保証委託会社 (以下「丙」と称する) とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」と称する) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて以下の条件で本契約を締結する。

① 賃貸借の目的物の表示等							
名称	須賀建物			1 階部分 第 101 号室			
所在地	東京都墨田区向島 3 丁目 25 番 6 号						
種類	事務所						
構造	木造瓦葺 2 階建 (1964 年築)						
面積	専有	34.7 m ² (約 10.5 坪)					
	その他	--- m ² (約 --- 坪)					
物件所有者	住所	東京都墨田区					
	氏名	須賀素子					
② 賃貸借条件							
使用目的	事務所 (その種類: 墨田区区議会議員事務所)						
賃料	うち消費税・非課税		礼金	うち消費税			
	月額	金 90,000 円		金額	--- 円		
共益費	うち消費税		敷金	金額			
	月額	--- 円		敷金償却	解約時	--- 円	
管理費	うち消費税		付属施設料	うち消費税			
	月額	--- 円		年額	--- 円		
更新料	うち消費税・非課税		火災等保険料	1 年間			
	金額	金 45,000 円		保証委託料	初年度	--- 円	
雑費	町会費等/実費負担						
契約期間	2023 年 5 月 1 日より 2024 年 4 月 30 日までの 1 年間						
敷金の返還	敷金は、乙が本物件を明け渡した後 1 ヶ月の経過を以て返還						
借主解約権	解約の効力は乙が解約の申入れをした日から 1 ヶ月の経過を以て発生						
賃料等の支払方法 支払期限	賃料は、銀行振込とし、翌月分を毎月末日に前払い (翌月分前払)						
	振込金額合計 (振込料は乙負担)			振込先	朝日信用金庫 向島支店		
	金 90,000 円也				普通預金 No. [REDACTED] 須賀荘 須賀素子		
③ その他							
付属施設等	エアコン (残置物)						
貸与する鍵等	入口引戸	No.	2 個	---	No.	---	個
	---	No.	個	---	No.	---	個
	鍵の引渡日		2023 年 4 月 30 日				

2023.5.1 ~ 2024.4.30

特 約 条 項

- ① 乙は本物件の明け渡しに際し、原状回復費用及び室内クリーニング費用を実費負担し、敷金により精算すること。
- ② 自然災害・老朽化等の事由より、本件建物の修理・修繕等に多大な費用が掛かり、建物の維持・管理等が困難となった場合には、甲は関係法規及び慣行に従い、本契約を解除することができる。

本契約の締結を証する為、本書2通を作成し、当事者署名捺印の上、各1通を保有する。

2023年 4 月 25 日新規

貸主・甲	住 所	東京都墨田区 [REDACTED]
	氏 名	スガモトコ 須賀素子 [REDACTED] 印

借主・乙	住 所	墨田区向島2-20-5 701号室
	氏 名	村本 裕哉 [REDACTED] 印

連帯保証人 ・丙 続柄：	住 所	[REDACTED]
	氏 名	[REDACTED] 印

【連帯保証人極度額：金 1,080,000 円】

媒介業者	免許番号	東京都知事(1)第104722号
	所在地	東京都墨田区向島2-20-5 701号室
	商 号	永井不動産
	代表者	代表 永井健一 [REDACTED] 印
宅地建物 取引士	登録番号	東京都知事 第107593号
	氏 名	永井健一 [REDACTED] 印

事業用建物賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」と称する）及び借主（以下「乙」と称する）は、頭書①に記載する目的物件（以下「本物件」と称する）について、頭書②の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」と称する）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書②に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書②の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書②の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」と称する）に充てるため、共益費を頭書②の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書②に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明け渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時に賃料の1ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」）ではないこと。

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書②の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は賃料の1ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供す

ること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を頭書②記載の事業以外の用に供したとき。

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

甲又は乙からの解約)

12条 乙は甲に対して1ヵ月前に解約の申し入れを行うことにより本契約を終了することができる。又、甲は、借地借家法第28条に定める正当事由があり、且つ、乙に対して書面により6ヶ月前に解約の申し入れを行うことにより本契約を終了することができる。

前項の規定に関わらず、乙は解約申し入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

- 3 乙は明け渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明け渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明け渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否できない。
 - 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、予め乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし、本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、予め乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面により乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 管理業者の変更。

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
 - 二 長期に休業するとき。
 - 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当り)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第18条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(家賃債務保証)

第19条 本契約は、日本セーフティ株式会社が提供する機関保証(以下「機関保証」)により、乙の債務を担保するものとする。

- 2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。
- 3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書②記載の契約の始期から本物件を明け渡しまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。
- 4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書②記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。
- 5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 須賀素子 (以下「甲」と称す) と、借主 村本裕哉 (以下「乙」と称す) と連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」と称す) とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」と称す) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて以下の条件で本契約を締結する。

① 賃貸借の目的物の表示等						
名称	須賀建物		1階部分 第101号室			
所在地	東京都墨田区向島3丁目25番6号					
種類	事務所					
構造	木造瓦葺2階建 (1964年築)					
面積	専有	34.7㎡ (約10.5坪)				
	その他	――㎡ (約――坪)				
物件所有者	住所	東京都墨田区 [REDACTED]				
	氏名	須賀素子				
② 賃貸借条件						
使用目的	事務所 (その種類: 墨田区区議会議員事務所)					
賃料	うち消費税――円		礼金	うち消費税――円		
	月額	金 90,000 円		金額	――円	
共益費	うち消費税――円		敷金	金額		
	月額	――円		敷金償却	解約時	――円
管理費	うち消費税――円		付属施設料	うち消費税――円		
	月額	――円		年額	――円	
更新料	うち消費税――円		火災等保険料	1年間		
	金額	金 45,000 円		保証委託料	年額	――円
雑費	町会費等/実費負担					
契約期間	2024年5月1日より2025年4月30日までの1年間					
敷金の返還	敷金は、乙が本物件を明け渡した後1ヶ月の経過を以て返還					
借主解約権	解約の効力は乙が解約の申入れをした日から1ヶ月の経過を以て発生					
賃料等の支払方法 支払期限	賃料は、銀行振込とし、翌月分を毎月末日に前払い (翌月前分払)					
	振込金額合計 (振込料は乙負担)		振込先	朝日信用金庫 向島支店		
	金 90,000 円也			普通預金 No. [REDACTED] 須賀荘 須賀素子		
③ その他						
家賃債務保証会社	所在地	[REDACTED]				
	名称					
付属施設等	エアコン (残置物)					
貸与する鍵等	入口引戸	No. [REDACTED]	2個	――	No. [REDACTED]	個
	――	No. [REDACTED]	個	――	No. [REDACTED]	個
	鍵の引渡日		2023年4月30日			

特 約 条 項	
①	乙は本物件の明け渡しに際し、原状回復費用及び室内クリーニング費用を実費負担し、敷金により精算すること。
②	自然災害・老朽化等の事由より、本件建物の修理・修繕等に多大な費用が掛かり、建物の維持・管理等が困難となった場合には、甲は関係法規及び慣行に従い、本契約を解除することができる。

本契約の締結を証する為、本書2通を作成し、当事者署名捺印の上、各1通を保有する。

2024 年 3 月 26 日更新

貸主・甲	住 所	東京都墨田区
	氏 名	スガモトコ 須賀素子 ☑
課税登録番号	No. ——— (免税事業者)	

借主・乙	住 所	墨田区向島2-20-5 7ホ1向島302号室
	氏 名	村本 裕哉 ☑

連帯保証人・丙	住 所	
	氏 名	 ☑
続柄：		

【連帯保証人極度額：金 1,080,000 円】

媒介業者	免許番号	東京都知事 (1) 第 104722 号
	所在地	東京都墨田区向島2-20-5 302 番 7 号
	商 号	永井不動産
	代表者	代表 永井健一 ☑
宅地建物取引士	登録番号	東京都知事 7593 号
	氏 名	永井健一 ☑

事業用建物質貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」と称する）及び借主（以下「乙」と称する）は、頭書①に記載する目的物件（以下「本物件」と称する）について、頭書②の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」と称する）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書②に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書②の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書②の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」と称する）に充てるため、共益費を頭書②の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書②に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡しまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができる。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明け渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時に賃料の一ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」）ではないこと。

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書②の事業内容を変更してはならない。

前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は賃料の一ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

乙は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これら、鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。
- (契約期間中の修繕)
- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が軽微な修繕。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを3ヵ月以上怠ったとき。
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書に記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
- 五 銀行取引の停止。
- 六 破産手続きの開始。
- 七 民事再生手続きの開始。
- 八 会社更生手続きの開始。
- 九 特別清算手続きの開始。
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(甲又は乙からの解約)

第12条 乙は甲に対して、(2)ヶ月分の解約の申し入れを行うことにより本契約を終了することができる。

又、甲は、借地借家法第59条に定める重大事由があり、且つ、乙に対して書面により6ヶ月前に解約の申し入れを行うことにより本契約を終了することができる。

2 前項の規定に関わらず、乙は解約の申し入れの日から(2)ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、即時申し入れの日から起算して(2)ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は、明渡しの日を(2)日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡ししなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡ししなければならない。

3 乙は明け渡しの際、賃料を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙は、その時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に応じた費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明け渡し後において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷等をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 乙が明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明け渡し完了の日までの間の当該滞り滞額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否できない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件、移譲をする者は、予め乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし、本物件内及び本物件が所在する建物等、保存等に支障が生じるおそれがある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、予め乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面により乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更

二 管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。

二 長期に休業するとき。

三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当り)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第18条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(家賃債務保証)

第19条 本契約は、[日本セーフティー株式会社]が提供する機関保証(以下「機関保証」)により、乙の債務を担保するものとする。

2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。

3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、

本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書②記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。

4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書②記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。



業務委託契約書

(委託者) 日本共産党墨田区議会議員団 (以下「甲」という。) と (受託者) 原努 (以下「乙」という。) は、以下のとおり業務委託契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (契約の目的)

甲は乙に甲に対する業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (委託業務の内容)

本契約において、乙が甲に対して提供する業務 (以下、「委託業務」という) は次の通りとする。

- (1) 甲の発行する日本共産党墨田区議会議員団ニュースの記事作成の支援
- (2) 甲の管理する日本共産党墨田区議会議員団のホームページを更新するための記事作成の支援
- (3) 甲の議会活動を活性化させるための議事調査の支援

第3条 (委託業務の遂行方法)

乙は週に1から2回程度、必要に応じて日本共産党墨田区議会議員団控室を訪問し、進捗状況の報告や共有、甲の活動に資する提案などを行う。

第4条 (再委託)

乙は委託業務を第三者に再委託しない。

第5条 (契約期間)

- 1 本契約の有効期限は本契約締結日より2027年3月31日までとする。
- 2 甲及び乙は、前項の契約期間中であっても1か月前に相手方に通知することにより本契約をいつでも解約できるものとし、相手方は解約による損害の賠償を求めることはできないものとする。

第6条 (報酬と報酬の支払時期)

甲が乙に支払う報酬は、月額4万円 (税別) とする。乙は、当月分の報酬を甲に請求し、甲は、請求対象月の翌月末日までに、乙に支払うものとする。

第7条 (損害賠償)

甲又は乙が自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、すみやかにその損害を賠償しなければならない。

第8条（契約の解除）

- 1 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - （1）本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - （2）相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - （3）その他前各号に類する事情が存するとき
- 2 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年 / 月 / 日

甲（住 所） 〒130-0001

東京都墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所16階
日本共産党墨田区議会議員団控室

（名 称） 日本共産党墨田区議会議員団

戸嶋 剛

乙（住 所） 墨 田 区

（氏 名）

原

努

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	/	代表者 確認日	4/4	経理責任 者確認日	2024 4/4
支出日	2024/4/4(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 9, 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	リコーリース(株)				
支出金額	10,230円			減額前(按分前)金額	
支払先	リコーリース(株)				
支出内容	(品名等を具体的に) カラー複合機リース料43回目分				
備考					

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
✓24--4--4リコーリース(カ	10,230	

作成日 2020年 10月 21日

1300001

東京都墨田区吾妻橋1丁目
23-20 墨田区役所 16階

日本共産党墨田区議会議員団 御中



330 A075453007-000
8028024 U111100500-107

103 0000252#0000524 0000001

.0000528 A IBA016

〈お問い合わせ先〉
リコーリース株式会社
〒135-8518
東京都江東区東雲1-7-12
KDX豊洲グランスクエア7F

第一業務部

TEL 03-6204-0640

お支払予定表

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。

つきましては、ご契約内容をご照合の上、万が一不審の点、行き違い等ありましたら担当課所に大変急ごう願います。

今後とも一層のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

(1/2頁)

契約番号	A075453007-000
契約者名	日本共産党墨田区議会議員団
契約種類	リース
物件名	RICOH IM C8500F
契約日	2020年 10月 1日
借受日	2020年 10月 1日
リース期間	2020年 10月 1日 ~ 2025年 9月 30日

お支払日	4日
お支払方法	自動振替
支 払 口 座	金融機関名 みずほ銀行
	支店名 本所支店
	口座種類 普通
	口座番号 1988***

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

【総額リース料 (税込)】

613,800 円 (内消費税

55,800円)

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。 お客様の道順には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース(カ)」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF、リコーリース」と記載される場合もあります。

尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄:

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計 (税込)	お支払金額合計 (税込)	お支払後残高 (税込)
1	2020/12/4	9300	930	10230	10230	603570
2	2020/12/4	9300	930	10230	10230	593340
3	2020/12/4	9300	930	10230	10230	583110
4	2021/1/4	9300	930	10230	10230	572880
5	2021/2/4	9300	930	10230	10230	562650
6	2021/3/4	9300	930	10230	10230	552420
7	2021/4/4	9300	930	10230	10230	542190
8	2021/5/4	9300	930	10230	10230	531960
9	2021/6/4	9300	930	10230	10230	521730
10	2021/7/4	9300	930	10230	10230	511500
11	2021/8/4	9300	930	10230	10230	501270
12	2021/9/4	9300	930	10230	10230	491040
13	2021/10/4	9300	930	10230	10230	480810
14	2021/11/4	9300	930	10230	10230	470580
15	2021/12/4	9300	930	10230	10230	460350
16	2022/1/4	9300	930	10230	10230	450120
17	2022/2/4	9300	930	10230	10230	439890
18	2022/3/4	9300	930	10230	10230	429660
19	2022/4/4	9300	930	10230	10230	419430
20	2022/5/4	9300	930	10230	10230	409200
21	2022/6/4	9300	930	10230	10230	398970
22	2022/7/4	9300	930	10230	10230	388740
23	2022/8/4	9300	930	10230	10230	378510
24	2022/9/4	9300	930	10230	10230	368280

12/8
1/8
2/8
3/8
4/8
5/8
6/8
7/8
8/8
9/8
10/8
11/8
12/8
1/9
2/9
3/9
4/9
5/9
6/9
7/9
8/9
9/9
10/9
11/9
12/9
1/10
2/10
3/10
4/10
5/10
6/10
7/10
8/10
9/10
10/10
11/10
12/10
1/11
2/11
3/11
4/11
5/11
6/11
7/11
8/11
9/11
10/11
11/11
12/11
1/12
2/12
3/12
4/12
5/12
6/12
7/12
8/12
9/12
10/12
11/12
12/12
1/13
2/13
3/13
4/13
5/13
6/13
7/13
8/13
9/13
10/13
11/13
12/13
1/14
2/14
3/14
4/14
5/14
6/14
7/14
8/14
9/14
10/14
11/14
12/14
1/15
2/15
3/15
4/15
5/15
6/15
7/15
8/15
9/15
10/15
11/15
12/15
1/16
2/16
3/16
4/16
5/16
6/16
7/16
8/16
9/16
10/16
11/16
12/16
1/17
2/17
3/17
4/17
5/17
6/17
7/17
8/17
9/17
10/17
11/17
12/17
1/18
2/18
3/18
4/18
5/18
6/18
7/18
8/18
9/18
10/18
11/18
12/18
1/19
2/19
3/19
4/19
5/19
6/19
7/19
8/19
9/19
10/19
11/19
12/19
1/20
2/20
3/20
4/20
5/20
6/20
7/20
8/20
9/20
10/20
11/20
12/20
1/21
2/21
3/21
4/21
5/21
6/21
7/21
8/21
9/21
10/21
11/21
12/21
1/22
2/22
3/22
4/22
5/22
6/22
7/22
8/22
9/22
10/22
11/22
12/22
1/23
2/23
3/23
4/23
5/23
6/23
7/23
8/23
9/23
10/23
11/23
12/23
1/24
2/24
3/24
4/24
5/24
6/24
7/24
8/24
9/24
10/24
11/24
12/24
1/25
2/25
3/25
4/25
5/25
6/25
7/25
8/25
9/25
10/25
11/25
12/25
1/26
2/26
3/26
4/26
5/26
6/26
7/26
8/26
9/26
10/26
11/26
12/26
1/27
2/27
3/27
4/27
5/27
6/27
7/27
8/27
9/27
10/27
11/27
12/27
1/28
2/28
3/28
4/28
5/28
6/28
7/28
8/28
9/28
10/28
11/28
12/28
1/29
2/29
3/29
4/29
5/29
6/29
7/29
8/29
9/29
10/29
11/29
12/29
1/30
2/30
3/30
4/30
5/30
6/30
7/30
8/30
9/30
10/30
11/30
12/30
1/31
2/31
3/31
4/31
5/31
6/31
7/31
8/31
9/31
10/31
11/31
12/31
1/32
2/32
3/32
4/32
5/32
6/32
7/32
8/32
9/32
10/32
11/32
12/32
1/33
2/33
3/33
4/33
5/33
6/33
7/33
8/33
9/33
10/33
11/33
12/33
1/34
2/34
3/34
4/34
5/34
6/34
7/34
8/34
9/34
10/34
11/34
12/34
1/35
2/35
3/35
4/35
5/35
6/35
7/35
8/35
9/35
10/35
11/35
12/35
1/36
2/36
3/36
4/36
5/36
6/36
7/36
8/36
9/36
10/36
11/36
12/36
1/37
2/37
3/37
4/37
5/37
6/37
7/37
8/37
9/37
10/37
11/37
12/37
1/38
2/38
3/38
4/38
5/38
6/38
7/38
8/38
9/38
10/38
11/38
12/38
1/39
2/39
3/39
4/39
5/39
6/39
7/39
8/39
9/39
10/39
11/39
12/39
1/40
2/40
3/40
4/40
5/40
6/40
7/40
8/40
9/40
10/40
11/40
12/40
1/41
2/41
3/41
4/41
5/41
6/41
7/41
8/41
9/41
10/41
11/41
12/41
1/42
2/42
3/42
4/42
5/42
6/42
7/42
8/42
9/42
10/42
11/42
12/42
1/43
2/43
3/43
4/43
5/43
6/43
7/43
8/43
9/43
10/43
11/43
12/43
1/44
2/44
3/44
4/44
5/44
6/44
7/44
8/44
9/44
10/44
11/44
12/44
1/45
2/45
3/45
4/45
5/45
6/45
7/45
8/45
9/45
10/45
11/45
12/45
1/46
2/46
3/46
4/46
5/46
6/46
7/46
8/46
9/46
10/46
11/46
12/46
1/47
2/47
3/47
4/47
5/47
6/47
7/47
8/47
9/47
10/47
11/47
12/47
1/48
2/48
3/48
4/48
5/48
6/48
7/48
8/48
9/48
10/48
11/48
12/48
1/49
2/49
3/49
4/49
5/49
6/49
7/49
8/49
9/49
10/49
11/49
12/49
1/50
2/50
3/50
4/50
5/50
6/50
7/50
8/50
9/50
10/50
11/50
12/50
1/51
2/51
3/51
4/51
5/51
6/51
7/51
8/51
9/51
10/51
11/51
12/51
1/52
2/52
3/52
4/52
5/52
6/52
7/52
8/52
9/52
10/52
11/52
12/52
1/53
2/53
3/53
4/53
5/53
6/53
7/53
8/53
9/53
10/53
11/53
12/53
1/54
2/54
3/54
4/54
5/54
6/54
7/54
8/54
9/54
10/54
11/54
12/54
1/55
2/55
3/55
4/55
5/55
6/55
7/55
8/55
9/55
10/55
11/55
12/55
1/56
2/56
3/56
4/56
5/56
6/56
7/56
8/56
9/56
10/56
11/56
12/56
1/57
2/57
3/57
4/57
5/57
6/57
7/57
8/57
9/57
10/57
11/57
12/57
1/58
2/58
3/58
4/58
5/58
6/58
7/58
8/58
9/58
10/58
11/58
12/58
1/59
2/59
3/59
4/59
5/59
6/59
7/59
8/59
9/59
10/59
11/59
12/59
1/60
2/60
3/60
4/60
5/60
6/60
7/60
8/60
9/60
10/60
11/60
12/60
1/61
2/61
3/61
4/61
5/61
6/61
7/61
8/61
9/61
10/61
11/61
12/61
1/62
2/62
3/62
4/62
5/62
6/62
7/62
8/62
9/62
10/62
11/62
12/62
1/63
2/63
3/63
4/63
5/63
6/63
7/63
8/63
9/63
10/63
11/63
12/63
1/64
2/64
3/64
4/64
5/64
6/64
7/64
8/64
9/64
10/64
11/64
12/64
1/65
2/65
3/65
4/65
5/65
6/65
7/65
8/65
9/65
10/65
11/65
12/65
1/66
2/66
3/66
4/66
5/66
6/66
7/66
8/66
9/66
10/66
11/66
12/66
1/67
2/67
3/67
4/67
5/67
6/67
7/67
8/67
9/67
10/67
11/67
12/67
1/68
2/68
3/68
4/68
5/68
6/68
7/68
8/68
9/68
10/68
11/68
12/68
1/69
2/69
3/69
4/69
5/69
6/69
7/69
8/69
9/69
10/69
11/69
12/69
1/70
2/70
3/70
4/70
5/70
6/70
7/70
8/70
9/70
10/70
11/70
12/70
1/71
2/71
3/71
4/71
5/71
6/71
7/71
8/71
9/71
10/71
11/71
12/71
1/72
2/72
3/72
4/72
5/72
6/72
7/72
8/72
9/72
10/72
11/72
12/72
1/73
2/73
3/73
4/73
5/73
6/73
7/73
8/73
9/73
10/73
11/73
12/73
1/74
2/74
3/74
4/74
5/74
6/74
7/74
8/74
9/74
10/74
11/74
12/74
1/75
2/75
3/75
4/75
5/75
6/75
7/75
8/75
9/75
10/75
11/75
12/75
1/76
2/76
3/76
4/76
5/76
6/76
7/76
8/76
9/76
10/76
11/76
12/76
1/77
2/77
3/77
4/77
5/77
6/77
7/77
8/77
9/77
10/77
11/77
12/77
1/78
2/78
3/78
4/78
5/78
6/78
7/78
8/78
9/78
10/78
11/78
12/78
1/79
2/79
3/79
4/79
5/79
6/79
7/79
8/79
9/79
10/79
11/79
12/79
1/80
2/80
3/80
4/80
5/80
6/80
7/80
8/80
9/80
10/80
11/80
12/80
1/81
2/81
3/81
4/81
5/81
6/81
7/81
8/81
9/81
10/81
11/81
12/81
1/82
2/82
3/82
4/82
5/82
6/82
7/82
8/82
9/82
10/82
11/82
12/82
1/83
2/83
3/83
4/83
5/83
6/83
7/83
8/83
9/83
10/83
11/83
12/83
1/84
2/84
3/84
4/84
5/84
6/84
7/84
8/84
9/84
10/84
11/84
12/84
1/85
2/85
3/85
4/85
5/85
6/85
7/85
8/85
9/85
10/85
11/85
12/85
1/86
2/86
3/86
4/86
5/86
6/86
7/86
8/86
9/86
10/86
11/86
12/86
1/87
2/87
3/87
4/87
5/87
6/87
7/87
8/87
9/87
10/87
11/87
12/87
1/88
2/88
3/88
4/88
5/88
6/88
7/88
8/88
9/88
10/88
11/88
12/88
1/89
2/89
3/89
4/89
5/89
6/89
7/89
8/89
9/89
10/89
11/89
12/89
1/90
2/90
3/90
4/90
5/90
6/90
7/90
8/90
9/90
10/90
11/90
12/90
1/91
2/91
3/91
4/91
5/91
6/91
7/91
8/91
9/91
10/91
11/91
12/91
1/92
2/92
3/92
4/92
5/92
6/92
7/92
8/92
9/92
10/92
11/92
12/92
1/93
2/93
3/93
4/93
5/93
6/93
7/93
8/93
9/93
10/93
11/93
12/93
1/94
2/94
3/94
4/94
5/94
6/94
7/94
8/94
9/94
10/94
11/94
12/94
1/95
2/95
3/95
4/95
5/95
6/95
7/95
8/95
9/95
10/95
11/95
12/95
1/96
2/96
3/96
4/96
5/96
6/96
7/96
8/96
9/96
10/96
11/96
12/96
1/97
2/97
3/97
4/97
5/97
6/97
7/97
8/97
9/97
10/97
11/97
12/97
1/98
2/98
3/98
4/98
5/98
6/98
7/98
8/98
9/98
10/98
11/98
12/98
1/99
2/99
3/99
4/99
5/99
6/99
7/99
8/99
9/99
10/99
11/99
12/99
1/100
2/100
3/100
4/100
5/100
6/100
7/100
8/100
9/100
10/100
11/100
12/100
1/101
2/101
3/101
4/101
5/101
6/101
7/101
8/101
9/101
10/101
11/101
12/101
1/102
2/102
3/102
4/102
5/102
6/102
7/102
8/102
9/102
10/102
11/102
12/102
1/103
2/103
3/103
4/103
5/103
6/103
7/103
8/103
9/103
10/103
11/103
12/103
1/104
2/104
3/104
4/104
5/104
6/104
7/104
8/104
9/104
10/104
11/104
12/104
1/105
2/105
3/105
4/105
5/105
6/105
7/105
8/105
9/105
10/105
11/105
12/105
1/106
2/106
3/106
4/106
5/106
6/106
7/106
8/106
9/106
10/106
11/106
12/106
1/107
2/107
3/107
4/107
5/107
6/107
7/107
8/107
9/107
10/107
11/107
12/107
1/108
2/108
3/108
4/108
5/108
6/108
7/108
8/108
9/108
10/108
11/108
12/108
1/109
2/109
3/109
4/109
5/109
6/109
7/109
8/109
9/109
10/109
11/109
12/109
1/110
2/110
3/110
4/110
5/110
6/110
7/110
8/110
9/110
10/110
11/110
12/110
1/111
2/111
3/111
4/111
5/111
6/111
7/111
8/111
9/111
10/111
11/111
12/111
1/112
2/112
3/112
4/112
5/112
6/112
7/112
8/112
9/112
10/112
11/112
12/112
1/113
2/113
3/113
4/113
5/113
6/113
7/113
8/113
9/113
10/113
11/113
12/113
1/114
2/114
3/114
4/114
5/114
6/114
7/114
8/114
9/114
10/114
11/114
12/114
1/115
2/115
3/115
4/115
5/115
6/115
7/115
8/115
9/115
10/115
11/115
12/115
1/116
2/116
3/116
4/116
5/116
6/116
7/116
8/116
9/116
10/116
11/116
12/116
1/117
2/117
3/117
4/117
5/117
6/117
7/117
8/117
9/117
10/117
11/117
12/117
1/118
2/118
3/118
4/118
5/118
6/118
7/118
8/118
9/118
10/118
11/118
12/118
1/119
2/119
3/119
4/119
5/119
6/119
7/119
8/119
9/119
10/119
11/119
12/119
1/120
2/120
3/120
4/120
5/120
6/120
7/120
8/120
9/120
10/120
11/120
12/120
1/121
2/121
3/121
4/121
5/121
6/121
7/121
8/121
9/121
10

作成日 2020年 10月 21日

(2/2頁)

契約番号	A075453007-000
契約者名	日本共産党墨田区議会議員団
契約種類	リース

〈お問い合わせ先〉
 リコーリース株式会社
 第一業務部

TEL 05-6204-0640

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計 (税込)	お支払金額合計 (税込)	お支払後残高 (税込)
10/4	25 2022/10/4	9300	930	10230	10230	358050
4/4	26 2022/11/4	9300	930	10230	10230	347820
12/4	27 2022/12/4	9300	930	10230	10230	337590
1/4	28 2023/1/4	9300	930	10230	10230	327360
1/6	29 2023/2/4	9300	930	10230	10230	317130
3/6	30 2023/3/4	9300	930	10230	10230	306900
4/4	31 2023/4/4	9300	930	10230	10230	296670
5/8	32 2023/5/4	9300	930	10230	10230	286440
7/4	33 2023/6/4	9300	930	10230	10230	276210
8/18	34 2023/7/4	9300	930	10230	10230	265980
1/4	35 2023/8/4	9300	930	10230	10230	255750
1/4	36 2023/9/4	9300	930	10230	10230	245520
1/4	37 2023/10/4	9300	930	10230	10230	235290
11/6	38 2023/11/4	9300	930	10230	10230	225060
12/6	39 2023/12/4	9300	930	10230	10230	214830
1/4	40 2024/1/4	9300	930	10230	10230	204600
2/8	41 2024/2/4	9300	930	10230	10230	194370
3/4	42 2024/3/4	9300	930	10230	10230	184140
1/4	43 2024/4/4	9300	930	10230	10230	173910
5/11	44 2024/5/4	9300	930	10230	10230	163680
6/4	45 2024/6/4	9300	930	10230	10230	153450
7/4	46 2024/7/4	9300	930	10230	10230	143220
8/4	47 2024/8/4	9300	930	10230	10230	132990
9/4	48 2024/9/4	9300	930	10230	10230	122760
10/4	49 2024/10/4	9300	930	10230	10230	112530
11/6	50 2024/11/4	9300	930	10230	10230	102300
12/4	51 2024/12/4	9300	930	10230	10230	92070
1/6	52 2025/1/4	9300	930	10230	10230	81840
2/4	53 2025/2/4	9300	930	10230	10230	71610
3/4	54 2025/3/4	9300	930	10230	10230	61380
4/4	55 2025/4/4	9300	930	10230	10230	51150
	56 2025/5/4	9300	930	10230	10230	40920
	57 2025/6/4	9300	930	10230	10230	30690
	58 2025/7/4	9300	930	10230	10230	20460
	59 2025/8/4	9300	930	10230	10230	10230
	60 2025/9/4	9300	930	10230	10230	0

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名			整理番号		
領収書番号	2	代表者 確認日	9/16	経理責任 者確認日	2024 4/18/16
支出日	2024/4/16(火)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	山下携帯代+端末機代				
支出金額	12,787円			減額前(按分前)金額 33,013円	
支払先	領収書通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 領収書通り				
備考					
領収書添付					

発行日 2024年 5月 30日



ソフトバンク株式会社

〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

領収書

ご請求先番号 : 9885514549
Billing number

山下 ひろみ 様

日頃はソフトバンクをご利用いただき誠にありがとうございます。
下記の電話料金等をご指定の口座から振替えさせていただきました。
Thank you very much for using SOFTBANK service.
The amounts has been transferred from your account to SOFTBANK on the date below.

ご請求年月 (Month of Issue)	領収金額 (Payment Received)	(内消費税等)	領収日 (Date for Receipt of Payment)	金融機関名 (Financial Institution)	支店 (Branch)
2024年 3月分	33,013	1,682	2024年 4月16日	三菱UFJ銀行	千駄木
合計	33,013	1,682			

領収情報照会は電子文書です。印刷した領収書が経費精算・経理処理等にお使いいただけるかどうかは、事前にお客様ご自身でご確認ください。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名： 山下 博美 様

発行日 2024年 4月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9885514549

Billing number

請求月： 2024年3月分(2024年2月21日～2024年3月20日ご利用分)

Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	税 区 分
	利用料 SoftBank光/SoftBankAir (2024年 2月分)	4,609	10%
	計	4,609	
	* * ご契約期間 7年 2ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [2月21日～ 3月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	27,680	10%
	割引 家族割引 (680円 × 100%)	-680	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-27,000	10%
	定額料 データプランペイトク無制限 (データシェアプラス用)	7,770	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-600	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 269Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 39489101Pkt (通信量合計 39489370Pkt [4.71GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	3	10%
	月額料 ナンバーブロック	100	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 iPhoneセキュリティパックプラス	600	10%
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (Apple等) ご利用分	390	対象外
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (ショッピングサイト等) ご利用分	10,000	対象外
	付属品 分割支払金/賦払金	528	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	計	20,573	
	小計	31,331	
	課税対象額 計	16,828	
	課税対象10%	16,828	
	消費税等 計	1,682	
	消費税等10%	1,682	
	課税対象外 計	14,503	
	ご請求金額	33,013	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/> (1/ 1頁)
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名： 山下 博美 様

発行日 2024年 4月 1日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

請求先番号: 9885514549

Billing number

請求月 : 2024年3月分(2024年2月21日～2024年3月20日ご利用分)

Month of Issue

[illegible]

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。<https://www.tca.or.jp/>

(1 / 1 頁)

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	3	代表者 確認日	4/18	経理責任 者確認日	2024 4/18
支出日	2024/4/18(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	(株)ジェイコム				
支出金額	20,664円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 通信契約利用料(2024年/1月~3月迄)+振込手数料				
備考	控室				

領収書添付

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	2024-4-18	振込・振替先の口座番号	3107708	普通
店番号	C	お取引口座番号	0001-0050	198****
振込手数料	0001-0050	お取引口座	****	****
お取引内容	電信振込 ****			
お取引後残高	20,394			
時刻	1045	利用手数料	0-005000	10287172
お取引店番号	本所			

預金保険法の定めで生年月日の登録が必要で、お取引銀行まで。
三井住友銀行
カ) シェイコムトウキョウ様
ニホンキョウサントウスミタクキタン様
03-5608-6326
発信番号81418005000001C

8290 0004703528

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	2024-4-18	振込・振替先の口座番号	3107708	普通
店番号	C	お取引口座番号	0001-0050	198****
振込手数料	0001-0050	お取引口座	****	****
お取引内容	電信振込 ****			
お取引後残高	20,394			
時刻	1045	利用手数料	0-005000	10287172
お取引店番号	本所			

預金保険法の定めで生年月日の登録が必要で、お取引銀行まで。
三井住友銀行
カ) シェイコムトウキョウ様
ニホンキョウサントウスミタクキタン様
03-5608-6326
発信番号81418005000001C

8290 0004703528

2024年3月10日

日本共産党墨田区議会議員団 御中

〒176-0002
東京都練馬区桜台1-1-6
株式会社ジェイコム東京
代表取締役 國分 孝夫
登録番号:T3011601002926

請求書

下記金額をご請求申し上げますのでご照合の上
お支払いくださいますようお願いいたします。

請求合計 ￥20,394

適 用	金 額	備 考
1台契約先 インターネット接続利用料 (2024年1月)	¥6,798	(税込)
1台契約先 インターネット接続利用料 (2024年2月)	¥6,798	(税込)
1台契約先 インターネット接続利用料 (2024年3月)	¥6,798	(税込)
合 計	¥20,394	(税込)
内消費税額	¥1,854	適用税率:10%

お振込み先

振 込 先	三井住友銀行 本店営業部 普通預金 3107708
振 込 期 限	カブシキガイシャ ジェイコムトウキョウ
振 込 問 合 先	年 月 日
	東京都墨田区堤通1-19-9 リバーサイト隅田セントラルタワー8F
	株式会社 ジェイコム東京 すみだ・台東局
	TEL0120(999)000/FAX03(4213)1233

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

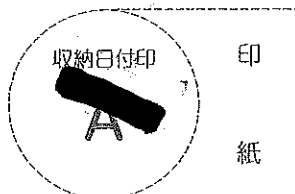
会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	4	代表者 確認日	4/19	経理責任 者確認日	4/2024/19
支出日	2024/4/18(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 9, 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	コピー機チャージ料金				
支出金額	5,911円			減額前(按分前)金額	
支払先	リコージャパン(株)				
支出内容	(品名等を具体的に) コピー機チャージ料金				
備考					

受取書(ご依頼人控え)

依頼日	年 月 日
金額	5,911 円
先方 印	みずほ 麹町支店
受取人	リコージャパン(カ)
ご依頼人	二ホンキヨウサントウ
()	
上記のとおり振込金(手数料) 円	

銀行

支店



代行会社 リコーリース株式会社

ご 請 求 書

RICOH

130-8640
東京都墨田区吾妻橋1丁目
23-20 墨田区役所 16階

日本共産党
墨田区議会議員団 様

329AKB1024368# 027018 0001/0002

レージ:0001/0002

発行日2024年03月29日 請求No. 24039233365

登録番号:T1010001110829
お問合わせ 請求書お問合せ窓口
川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル17階

TEL:0120-981-415 4080065 40804796
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

記の通りご請求申し上げます。
お客様コード 7383396 (40820067825)

024年03月31日締分 お支払期日2024年04月30日 お支払方法 振込

今回ご請求金額(税込) 5,911 円

振込銀行	支店	種類	口座番号
みずほ	麹町支店	普通	0869712
名義人リコージャパン(カ)			
三菱UFJ	麹町中央支店	普通	4441251
名義人リコージャパン(カ)			

お取引明細】	月 日	商 品 名	伝票No.	数 量	単 価	お買上金額 [税 抜]	消費税金額
	03.26	IMC3500 パフォーマンスチャージ	397001			5,374	--
			03/20 シメ				
		お買上金額 合計			(税込)	5,911	537
		10%対象			(税込)	5,911	537

お知らせ】
込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しておりますので詳しくは上記連絡先へお問合せ下さい。

サービス料金計算明細【控え】

<伝票No. 397001 >
・トナー込み契約です。

設置先名: 墨田区議会議員団
IMC3500
機番: 629087

今回検針内容	前回検針内容	ご使用カウント
3月20日	2月20日	
モノカラー総出力 75,587 カウント	74,429 カウント	1,158 カウント
フルカラー総出力 ① 20,271 カウント	19,907 カウント	364 カウント
フルカラーコピー (①-②) 4,046 カウント	4,037 カウント	9 カウント
フルカラープリント ② 16,225 カウント	15,870 カウント	355 カウント

パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
モノカラー総出力		1,158カウント	
控除 1%の控除カウント		12カウント	
請求カウント		1,146カウント	
1 - 500 /月	1.87円	500カウント	935円
501 - 1000 /月	1.76円	500カウント	880円
1001 - 以上 /月	1.50円	146カウント	219円
フルカラーコピー		9カウント	
控除 1%の控除カウント		1カウント	
請求カウント		8カウント	
1 - 1000 /月	14.80円	8カウント	118円
フルカラープリント		355カウント	
控除 1%の控除カウント		4カウント	
請求カウント		351カウント	
1 - 1000 /月	9.18円	351カウント	3,222円
合計(税抜き)			5,374円

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	5	代表者 確認日	9/18	経理責任 者確認日	2024/4/18
支出日	2024/4/18(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	ホームページ料				
支出金額	16,720円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書通り				
支出内容	(品名等を具体的に) ホームページ料+振込手数料				
備考					

領収書添付

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	当座
2024-4-18	146860	
店番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引振込額	
220**	****16,500	
お取引内容	お取引振込高	
電信振込	****	
時刻	利用手数料	お取引店番号
1044****	0-005000	10287171

本所
預金保険法の定めで生年月日の登録
が必要で、お取引銀行まで。
みずほ銀行
虎ノ門支店
カキカンシ様

ニホンキョウサントウスミタクキタシ様

03-5608-6326
発信番号81418005000001B

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	当座
2024-4-18	146860	
店番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引振込額	
220**	****16,500	
お取引内容	お取引振込高	
電信振込	****	
時刻	利用手数料	お取引店番号
1044****	0-005000	10287171

本所
預金保険法の定めで生年月日の登録
が必要で、お取引銀行まで。
みずほ銀行
虎ノ門支店
カキカンシ様

ニホンキョウサントウスミタクキタシ様

03-5608-6326
発信番号81418005000001B

8289

0004684751

8289

0004684751

☆の請求項目は非課税項目、※の請求項目は軽減税率対象です。

請求明細書

9531

3330

株式会社 きかんじ

TEL 03-5534-1139

FAX 03-5534-1141

WEB事業部 WEB事業課

御請求金額



100

合

十

15,000

＜取引銀行＞

三井住友銀行 目比谷支店 当座 No.6200192

中央労働金庫 亀戸支店 普通 No.1000681

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	6	代表者 確認日	4/18	経理責任 者確認日	2024/4/18 JF
支出日	2024/4/18(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	「東京」と「住民と自治」書籍代				
支出金額	16,220円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 2024年5月～2025年4月分+手数料振込				
備考					

領収書添付

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	振込・振替元の口座番号	普通
2024--4-18	1988405	
口座番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引振込額	お取引金額
220**	*****	*****16,000
電信振込	*****	
利用手数料	お取引店番号	
1042****	005000-10287170	

本所
預金保険法の定めで生年月日の登録
が必要で、お取引銀行まで。
みずほ銀行
大塚支店
シャトウキヨウジチモンタイケンキ
ウシヨ様
ニホンキヨウサントウスミタクキタン様

03-5608-6326
発信番号81418005000001A

8288 0004666114

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	振込・振替元の口座番号	普通
2024--4-18	1988405	
口座番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引振込額	お取引金額
220**	*****	*****16,000
電信振込	*****	
利用手数料	お取引店番号	
1042****	005000-10287170	

本所
預金保険法の定めで生年月日の登録
が必要で、お取引銀行まで。
みずほ銀行
大塚支店
シャトウキヨウジチモンタイケンキ
ウシヨ様
ニホンキヨウサントウスミタクキタン様

03-5608-6326
発信番号81418005000001A

8288 0004666114

会費・誌代ご送金のお願い

平素より研究所にご支援ご協力いただき有難うございます。会費・誌代について、当研究所では前納制でお願いしておりますので、下記の通り、冊子到着後2週間以内にご送金頂きますようお願い致します。ご不明な点がございましたら事務局までご連絡下さい。また既にお支払済みでこのお願いと行き違いになりました場合は何卒ご容赦下さい。

2024 年 4 月 現在

一般社団法人東京自治問題研究所



日本共産党 墨田区議団 様

下記の通りご請求申し上げます

会員区分	会費年額	ご請求額
B会員 (月刊『東京』と『住民と自治』購読)	16,000 円	16000 円

2024 年 5 月～2025 年 4 月分 として

*ご送金は同封の郵便振込用紙をご利用ください。

*銀行口座振込は、みずほ銀行大塚支店（普）1988405、中央労働金庫池袋支店（普）1631319
までお願い致します。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	7	代表者 確認日	4/22/24	経理責任 者確認日	4/24
支出日	2024/4/22(月) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	書籍購入				
支出金額	761 円			減額前(按分前)金額	
支払先	VALUE BOOKS				
支出内容	(品名等を具体的に) 基礎から学ぶ社会保障 新版				
備考					

Rakuten

初回領収日: 2024年04月21日
発行日: 2024年04月22日

領収書

日本共産党墨田区議会議員団 様

761円領収しました

但し: VALUE BOOKSとの取引として

利用情報

注文番号: 273418-20240419-0508004989

お支払い方法: 銀行振込

注文日: 2024年04月19日

発送日: 2024年04月21日

領収者情報

領収者: 株式会社バリューブックス

登録番号: T7011301013889

店舗名: VALUE BOOKS

店舗住所: 〒386-0041
長野県 上田市 秋和537

電話番号: 0120-037-747

注文合計

領収書

日本共産党墨田区議会議員団 様

761円領収しました

但し:VALUE BOOKSとの取引として

利用情報

注文番号:273418-20240419-0508004989

お支払い方法:銀行振込

注文日:2024年04月19日

発送日:2024年04月21日

領収者情報

領収者:株式会社バリューブックス

登録番号:T7011301013889

店舗名:VALUE BOOKS

店舗住所:〒386-0041
長野県 上田市 秋和537

電話番号:0120-037-747

注文合計

商品小計 761円

総合計 761円

支払い金額 761円

支払い内訳

銀行振込 761円

課税内訳

10%対象 761円
うち10%対象消費税 69円※表示金額は全て税込です
※支払い金額は総合計からポイントを除いた金額です

注文情報

配送情報

配送方法:メール便

お届け先住所:〒131-0033
東京都 墨田区 向島2-20-5 フォーレ向島
302号室

商品明細

明細種別	商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)
初回注文	va691403748 8u20	【中古】基礎から学ぶ社会保障 新版/自治体研究社/芝田英昭(単行本(ソフトカバー))	1	761円	10%	761円

※表示金額は全て税込です

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	8	代表者 確認日	4/21	経理責任 者確認日	4/21
支出日	2024/4/22(月) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	書籍購入				
支出金額	873 円			減額前(按分前)金額	
支払先	参考書専門店 ブックスドリーム				
支出内容	(品名等を具体的に) 基礎から学ぶ社会保障 新版				
備考					

Rakuten

初回領収日:2024年04月21日
発行日:2024年04月22日

領収書

日本共産党墨田区議会議員団 様

873円領収しました

但し:参考書専門店 ブックスドリームとの取引として

利用情報

注文番号:310259-20240419-0488505087

お支払い方法:銀行振込

注文日:2024年04月19日

発送日:2024年04月21日

領収者情報

領収者:株式会社ブックスドリーム

登録番号:T8120001179260

店舗名:参考書専門店 ブックスドリーム

店舗住所:〒540-0011
大阪府 大阪市中央区 農人橋1-1-7谷町エクセル
ビル

電話番号:0729835635

注文合計

領収書

日本共産党墨田区議会議員団 様

873円領収しました

但し:参考書専門店 ブックスドリームとの取引として

利用情報

注文番号:310259-20240419-0488505087

お支払い方法: 銀行振込

注文日: 2024年04月19日

発送日: 2024年04月21日

領収者情報

領収者:株式会社ブックスドリーム

登録番号:T8120001179260

店舗名:参考書専門店 ブックスドリーム

店舗住所:〒540-0011
大阪府 大阪市中央区 農人橋1-1-7谷町エクセル
ビル

電話番号:0729835635

注文合計

商品小計 873円

総合計 873円

支払い金額 873円

支払い内訳

銀行振込 873円

課税内訳

10%対象 873円
うち10%対象消費税 79円※表示金額は全て税込です
※支払い金額は総合計からポイントを除いた金額です

注文情報

配送情報

配送方法: 追跡可能メール便

お届け先住所: 〒131-0033
東京都 墨田区 向島2-20-5 フォーレ向島
302号室

商品明細

明細種別	商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)
初回注文		基礎から学ぶ社会保障 [新版] 英昭, 芝田, 禎人, 鶴田, 隆史, 村田	1	873円	10%	873円

※表示金額は全て税込です

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	9	代表者 確認日	4/22	経理責任 者確認日	2024/4/22
支出日	2024/4/22(月) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	書籍購入				
支出金額	1,245 円			減額前(按分前)金額	
支払先	ブックオフ 楽天市場店				
支出内容	(品名等を具体的に) 基礎から学ぶ社会保障 新版、送料				
備考					

Rakuten

初回領収日: 2024年04月22日
発行日: 2024年04月22日

領収書

日本共産党墨田区議会議員団 様

1,245円領収しました
但し:ブックオフ 楽天市場店との取引として

利用情報

注文番号: 275488-20240419-0507304989
お支払い方法: 銀行振込

注文日: 2024年04月19日
発送日: 2024年04月22日

領収者情報

領収者: ブックオフコーポレーション株式会社
登録番号: T9021001013831

店舗名: ブックオフ 楽天市場店
店舗住所: 〒252-0344
神奈川県 相模原市 南区古淵2-14-20
電話番号: 03-6701-4614

注文合計

領収書

日本共産党墨田区議会議員団 様

1,245円領収しました

但し: ブックオフ 楽天市場店との取引として

利用情報

注文番号: 275488-20240419-0507304989

お支払い方法: 銀行振込

注文日: 2024年04月19日

発送日: 2024年04月22日

領収者情報

領収者: ブックオフコーポレーション株式会社

登録番号: T9021001013831

店舗名: ブックオフ 楽天市場店

店舗住所: 〒252-0344
神奈川県 相模原市 南区古淵2-14-20

電話番号: 03-6701-4614

注文合計

商品小計 847円

送料 398円

総合計 1,245円

支払い金額 1,245円

支払い内訳

銀行振込 1,245円

課税内訳

10%対象 1,245円
うち10%対象消費税 113円※表示金額は全て税込です
※支払い金額は総合計からポイントを除いた金額です

注文情報

配送情報

配送方法: 宅配便

お届け先住所: 〒131-0033
東京都 墨田区 向島2-20-5 フォーレ向島
302号室

商品明細

明細種別	商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)
初回注文	0019216821	【中古】基礎から学ぶ社会保障 新版／芝田英昭(編者), 鶴田禎人(編者), 村田隆史(編者)	1	847円	10%	847円

※表示金額は全て税込です

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	10	代表者 確認日	4/23	経理責任 者確認日	2024/4/23
支出日	2024/4/23(火)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	しんぶん赤旗4月分				
支出金額	5,427円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書通り				
支出内容	(品名等を具体的に) しんぶん赤旗4月分				
備考					

領収書添付

日本共産党墨田区議会議員
団

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497
東京民報	1	500
学習の友	1	500

*印は税率8%

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

5,427 円

2024 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「赤旗」墨田出張所
〒131-0045
東京都墨田区押上2-19-5
TEL 3624-0881

領収
日

4/23

投
者



政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名				整理番号		
領収書番号	11		代表者 確認日	4/28	経理責任 者確認日	2024/4/28
支出日	2024/4/25(木)					
項目 (Oを付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費					
支出目的	戸嶋事務所費					
支出金額	37,500円				減額前(按分前)金額 75,000円	
支払先	領収書通り					
支出内容	(品名等を具体的に) 戸嶋事務所家賃					
備考						

領収書添付

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取扱日	06-04-25	取扱店番	003	取引番号	410403
口座番号		1320000310538*****			
万円 五千円 二千円 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円					
お取引	お取引金額				
お引き出し	¥75,000				
お取引時刻	受付番号	お取引後残高			
10:15	0030	[REDACTED]			

ご案内欄
振込手数料 振込手数料 ¥0 利用料 ¥0
東京東信用金庫
隅田支店
普通預金
ウエノマサコ 様
ご依頼人 電話 [REDACTED]
トシマタケンジ ムシヨ 様

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取扱日	06-04-25	取扱店番	003	取引番号	410403
口座番号		1320000310538*****			
万円 五千円 二千円 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円					
お取引	お取引金額				
お引き出し	¥75,000				
お取引時刻	受付番号	お取引後残高			
10:15	0030	[REDACTED]			

ご案内欄
振込手数料 振込手数料 ¥0 利用料 ¥0
東京東信用金庫
隅田支店
普通預金
ウエノマサコ 様
ご依頼人 電話 [REDACTED]
トシマタケンジ ムシヨ 様

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号	1		
領収書番号	12	代表者 確認日	4/25	経理責任 者確認日	2024/4/25
支出日	2024/4/25(木) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費				
支出金額	45,000 円			減額前(按分前)金額 90,000 円	
支払先	須賀荘 須賀素子				
支出内容	(品名等を具体的に) 村本事務所家賃				
備考					

領収書添付

ひかしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取引日	取扱店番	機番	取引番号
06-04-25	019	511468	
口座番号			
1320000110606*****			
万円 五千円 二千円 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円			
お取引 お引き出し		お取引金額	
09:59		¥90,000	
お取引時刻		お取引後残高	
09:59		0015	

ご案内欄

振込手数料 ¥550 利用料 ¥0

朝日信用金庫
向島支店
普通預金
スキャン済 カスタムメモ様

依頼人 電話
ムラモト ヒロヤ 様

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名			整理番号			
領収書番号	13		代表者 確認日	4/25	経理責任 者確認日	2024/4/25
支出日	2024/4/25(木)					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費					
支出目的	山下事務所費					
支出金額	53,461円			減額前(按分前)金額 106,922円		
支払先	領収書通り					
支出内容 (品名等を具体的に)	事務所費+水光熱費代 (家賃)					
備考						

領収書添付

2024年 4月分	R5年3月28日 受取りました 103,000-	領収 印	水道料 ¥8,000- 合計
2024年 5月分	R5年4月26日 受取りました 103,000-	領収 印	水道料 ¥3,000- 合計
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印	

払込金受領証
お客さま氏名 山下 博美 様
お客さま番号 3703-798-5068
令和 6 年 4 月分 金額 (円・税込) *3,922
お支払い期限日 令和 6 年 5 月 7 日
受取人 東京ガス株式会社
お問い合わせ先 東京ガスお客さまセ ンター 0570-002211 (ご利用になれない場合) 03-3344-9100
領収日 附 印 24425 00819
印紙貼付欄

130-0002
墨田区
業平3丁目 13-8

発行日 令和 6年 4月 4日

東京ガス株式会社

山下博美 様

000425-20240404CFA115A001-000425#
935B0-3703-798-5068-FA5CP03

【連絡先】
東京ガスお客様センター
電話 0570-002211
(ご利用になれない場合)
電話 03-3344-9100
【電話受付時間】
月～土 9:00～19:00
日祝 9:00～17:00

CFAP14

令和 6 年 4 月分		お客さま番号	ご請求金額 (円・税込)	お支払い期限日
		3703-798-5068	¥3,922円	令和 6年 5月 7日
ご使用者	山下 博美 様			
ご使用場所	墨田区業平3丁目 13-8			
ご請求内訳		ご請求額 (内消費税等) (円)		お 知 ら せ
電気料金 電1S 40A		3,922	(356)	検針日 4/ 2 ご使用量123 kWh 算定期間 3/ 3 ~ 4/ 2

通信欄>

原則、10月検針分の単価から、政府支援のガス▲15円/m3・低圧電気▲3.5円/kWh・高圧電気▲1.8円/kWhを適用しています。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号			
領収書番号	14		代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	5/7
支出日	2024/5/7(火)					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費					
支出目的	リコーリース(株)					
支出金額	10, 230円			減額前(按分前)金額		
支払先	リコーリース(株)					
支出内容	(品名等を具体的に) カラー複合機リース料44回目分					
備考						
24-5-7リコーリース (カ) 10,230 お支払可能となる予定です。 詳細は、窓口にお問い合わせください。						

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号	1		
領収書番号	15		代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	4/7
支出日	2024/5/7(本) ~					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧事務費 9 人件費					
支出目的	スマートフォン購入					
支出金額	88,660 円			減額前(按分前)金額		
支払先	KDDI株式会社東日本物流センター					
支出内容	(品名等を具体的に) スマートフォン SCG24セットG					
備考						

領収証 宅急便 コレクト お問い合わせ 3779-1037-3363 2024年5月7日
TEL: 東京都墨田区向島2-20-5フォーレ向島 302号室 〒131-0033
村本 裕哉 様
TEL: 0120-959-094 〒252-0146
神奈川県相模原市緑区大山町4番7号ロジポート橋本
KDDI株式会社東日本物流センター 様
携帯電話関連機器
商品および代金の内容に関するお問合せは上記発送元へご連絡下さい。
領収種類別・日付および担当者名裏面に記載しております。
ヤマト運輸株式会社 TEL03-5671-8080

領収金額(代金引換額)
の訂正はできません。
右記金額を正に領収致
しました。

代金引換額(税込)	88,660 円
消費税額等	8,060 円
現金	円
入金内訳	円
商品券	円

税 付 印
務 に 紙
署 つ き 税
承 き 申
認 告
済 納

運送料一万円未満

書

1/1

梱包番号 377910373363
納品書番号 Y8558267
計上日 2024/05/06

コード	数量	単価	金額	備考
	1	80,000	80,000	

00777784
村本 裕哉 様

4941787127077

代引き手数料
00777784
村本 裕哉 様

TES010

1 600 600

[受付日] 2024/05/01

[受付店] E976001 au Online Shop

[特 記]

[電話番号]

[ICCID]

[製番] 350296840789705

[回線区分] 1 端末/補償

[受注状況] 完納

[分納回数] 1

税抜合計 80,600

村本 裕哉 様

梱包番号 377910373363
納品書番号 Y8558267
計上日 2024/05/06

ご発注分	商品名／お客様（付属品交換）	納区	商品コード	数量	単価	金額	備考
申込書番号			代理店商品コード				
OP0218524	SCG24セットG		SCG24SGA	1	80,000	80,000	
	00777784		4941787127077				
	村本 裕哉 様						
	代引き手数料		TES010	1	600	600	
	00777784						
	村本 裕哉 様						
	[受付日] 2024/05/01		[受付店] E976001	au Online Shop			
	[特 記]						
	[電話番号]		[ICCID]	[製番] 350296840789705			
	[回線区分] 1 端末／補償		[受注状況] 完納	[分納回数] 1			
税抜合計						80,600	

販売日 2024/05/07

※本書は、販売年月日を証明するものです。
保証書が付属している商品の場合、「納品書」をもってお買い上げ日と販売店の証明に代えさせていただきます
ので保証書と一緒に大切に保管して下さい。なお納品書の再発行は承っておりません。何卒ご了承下さい。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

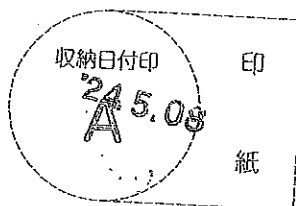
会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	16	代表者 確認日	5/10	経理責任 者確認日	5/8
支出日	2024/5/8(水)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 9, 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	コピー機チャージ料金				
支出金額	3,300円			減額前(按分前)金額	
支払先	リコージャパン(株)				
支出内容	(品名等を具体的に) コピー機チャージ料金				
備考					

受取書(ご依頼人控え)

依頼日	年 月 日
金額	3,300 円
先方銀行	みずほ 麹町支店
受取人	リコージャパン(株)
ご依頼人	二ホンキョウサントウ

上記のとおり振込金として受取りました。手数料

銀行 支店



代行会社 リコーリース株式会社

受取書(ご依頼人控え)

依頼日	年 月 日
金額	3,300 円
先方銀行	みずほ 麹町支店
受取人	リコージャパン(株)
ご依頼人	二ホンキョウサントウ

上記のとおり振込金として受取りました。手数料

銀行 支店



代行会社 リコーリース株式会社

ご 請 求 書

RICOH

130-8640
東京都墨田区吾妻橋1丁目
23-20 墨田区役所 16階

日本共産党
墨田区議会議員団 様

430AKB1024104# 026695 0001/0002

ページ:0001/0002

発行日2024年04月30日 請求No. 24049615165

リコージャパン株式会社

登録番号: T1010001110829

お問い合わせ 請求書お問合せ窓口

川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル17階

TEL:0120-981-415 4080065 40804796

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

お客様コード 7383396
(40820067825)

下記の通りご請求申し上げます。

2024年04月30日締分 お支払期日2024年05月31日 お支払方法 振込

今回ご請求金額(税込) 3,300 円

振込銀行	支店	種類	口座番号
みずほ	麹町支店	普通	0869712
名義人リコージャパン(カ)			
三菱UFJ	麹町中央支店	普通	4441251
名義人リコージャパン(カ)			

【お取引明細】

月 日	商 品 名	伝票No.	数 量	単 価	お買上金額 [税抜]	消費税金額
04.26	IMC3500 パフォーマンスチャージ	213001			3,000	--
		04/20 シメ				
	お買上金額 合計			(税込 3,300)	3,000	300
		10%対象		(税込 3,300)	3,000	300

【お知らせ】

振込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しておりますので詳しくは上記連絡先へお問合せ下さい。

■サービス料金計算明細【控え】

<伝票No. 213001 >
・トナー込み契約です。

設置先名: 墨田区議会議員団

IMC3500

機番: 629087

モノカラー総出力

フルカラー総出力 ①

フルカラーコピー (①-②)

フルカラープリント ②

今回検針内容

4月20日

75,945 カウント

20,328 カウント

4,065 カウント

16,263 カウント

前回検針内容

3月20日

75,587 カウント

20,271 カウント

4,046 カウント

16,225 カウント

ご使用カウント

358 カウント

57 カウント

19 カウント

38 カウント

パフォーマンスチャージ

基本料金

合計(税抜き)

単価/金額

3,000円

カウント/月/率

1ヶ月

内訳金額

3,000円

3,000円

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	17	代表者 確認日	8/8	経理責任 者確認日	8/8
支出日	2024/5/8(水)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	(株)きかんし				
支出金額	16,720円			減額前(按分前)金額	
支払先	(株)きかんし				
支出内容	(品名等を具体的に) ホームページ料金+振り込み手数料				
備考					

領収書添付

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	振込・信保先の口座番号	当座
2024-5-8	146860	
店番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引残高	
220**	****16,500	
お取引内容	お取引残高	
電信振込	*****	
時刻	利用手数料	お取引店番号
1053****	005000	10288534

本所
預金保険法の定めで生年月日の登録
が必要で、お取引銀行まで。
みずほ銀行
虎ノ門支店
カ)キカンシ様
ニホンキョウサントウスミタ`クキ`タン様
03-5608-6326
発信番号815080050000024

9720 0004993692

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	振込・信保先の口座番号	当座
2024-5-8	146860	
店番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引残高	
220**	****16,500	
お取引内容	お取引残高	
電信振込	*****	
時刻	利用手数料	お取引店番号
1053****	005000	10288534

本所
預金保険法の定めで生年月日の登録
が必要で、お取引銀行まで。
みずほ銀行
虎ノ門支店
カ)キカンシ様
ニホンキョウサントウスミタ`クキ`タン様
03-5608-6326
発信番号815080050000024

9720 0004993692

130-0001

東京都墨田区吾妻橋1-23-20
墨田区役所16階
日本共産党区議団控室

請求書

2024年 04 月 30 日

日本共産党 墨田区議会議員団 様

登録番号 T8010601029875



〒135-0053
東京都江東区辰巳2丁目8番21号
電話 03(5534)1131~32

下記の通りご請求申し上げます。

御請求金額

¥16,500.-

《取引銀行》

みずほ銀行 虎ノ門支店 当座 No.146860 | 三菱UFJ銀行 虎ノ門中央支店 当座 No.162008
三井住友銀行 日比谷支店 当座 No.6200192 | 中央労働金庫 亀戸支店 普通 No.1000681

請求明細	号 数	表 題	型	頁	部 数	紙質	色	起票区分	番 号
		ホームページ4月分	*	0	0	*	0X0	通	40243
項 目 名	摘 要		金 額	項 目 名	摘 要		金 額		
ホームページ料			15,000	< 発送代 >					
* 小 計 *			15,000	* 発送代小計 *					
8%対象額	0								
8%消費税額	0								
10%対象額	15,000								
10%消費税額	1,500								

☆の請求項目は非課税項目、※の請求項目は軽減税率対象です。

2024年4月30日

請求明細書

日本共産党墨田区議会議員団 様

下記の通り御請求申し上げます。

登録番号 T8010601029875

株式会社 きかんし

東京都江東区辰巳2-8-21

TEL 03-5534-1139

FAX 03-5534-1141

WEB事業部 WEB事業課

御請求金額	¥16,500
-------	---------

8%対象額	0
8%消費税額	0
10%対象額	15,000
10%消費税額	1,500

部長	課長	担当
		

品名	ホームページ更新
種別	WEB
納品日	2024年4月分
仕様	

品名	数量	単価	金額	備考
WEBサイトメンテナンス	1	7000.00	7,000	
サイト記事更新作業費	1	8000.00	8,000	
合 計			15,000	

☆の請求項目は非課税項目、※の請求項目は軽減税率対象です。

＜取引銀行＞

三菱UFJ銀行 虎ノ門中央支店 当座 No.162008

みずほ銀行 虎ノ門支店 当座 No.0146860

三井住友銀行 目比谷支店 当座 No.6200192

中央労働金庫 亀戸支店 普通 No.1000681

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名			整理番号			
領収書番号	18		代表者 確認日	5/11	経理責任 者確認日	5/11
支出日	2024/5/11(土) ~					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費					
支出目的	書籍購入					
支出金額	3,960 円			減額前(按分前)金額		
支払先	ヨドバシ					
支出内容	(品名等を具体的に) 元法制局キャリアが教える法律を読む技術・学ぶ技術 改訂第4版【単行本】2冊					
備考						

領収書添付		お買い上げ明細		
商品名		数量	単価	金額
元法制局キャリアが教える法律を読む技術・学ぶ技術 改訂第4版 [単行本]	112519	2	1,980	3,960
ヨドバシエクストリームサービス便	040304	1	0	0
配送費 (EC用)	000004	1	0	0
			合計	3,960
			(内消費税)	360
領収書		ご注文日	2024/05/10	

2024/05/11 00:49

日本共産党墨田区議会議員団 様

¥3,960- 内消費税 ¥360-

消費税10%対象

3,960円

内消費税

360円

ご注文番号7444108915の商品代金として確かに領収いたしました

クレジットカード、ローンご利用の場合は
収入印紙を貼付いたしません

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名						整理番号		
領収書番号	19		代表者 確認日	5/23	経理責任 者確認日	5/23		
支出日	2024/5/23(木)							
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費							
支出目的	山下事務所費							
支出金額	53,524円					減額前(按分前)金額	107,049円	
支払先	領収書通り							
支出内容	(品名等を具体的に) 事務所費＋水光熱費代 (家賃)							
備考								

領収書添付

2024年 4月分	R5 5年3月28日 受取りました 7103,000-	領収書	水道料 78,000- 合計
2024年 5月分	R5 5年4月26日 受取りました 7703,000-	領収書	水道料 73,000- 合計
2024年 6月分	R5 5年5月23日 受取りました 7103,000-	領収書	水道料 78,000- 合計

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は、左側の2枚だけをお出ください。

払込金受領証	
お客さま氏名	山下 博美 様
お客さま番号	3703-798-5068
令和 6 年 5 月分	
金額 (円・税込)	*4,049
お支払い期限日	令和 6 年 6 月 6 日
受取人	東京ガス株式会社
お問い合わせ先	東京ガスお客さまセンター 0570-002211 (ご利用になれない場合) 03-3344-9100
領収日・附印	24.5.16
印紙貼付欄	

原則、10月検針分の単価から、政府支援のガス▲15円/m³・低圧電気▲3.5円/kWh・高圧電気▲1.8円/kWhを適用しています。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号	1		
領収書番号	20	代表者 確認日	5/24	経理責任 者確認日	5/24
支出日	2024/5/24(金) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費				
支出金額	45,000 円		減額前(按分前)金額 90,000 円		
支払先	須賀荘 須賀素子				
支出内容	(品名等を具体的に) 村本事務所家賃				
備考					

領収書添付

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お 取 扱 日	取扱店番	機番	取引番号
06-05-24	019	511551	
口座番号			
1320000110606*****			
万円 五千円 二千円 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円			
お 取 引		お 取 引 金 額	
お 引 き 出 し		¥90,000	
お取引時刻	受付番号	お 取 引 後 残 高	
09:31	0002		

ご案内欄

振込手数料 ¥550 利用料 ¥0

朝日信用金庫

向島支店

普通預金

スガモト スガモト 様

ご依頼人 電話

ムサモト ヒロヤ 様

〇裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	整理番号				
領収書番号	21	代表者 確認日	5/27	経理責任 者確認日	5/27
支出日	2024/5/27(月)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	戸嶋事務所費				
支出金額	37,500円			減額前(按分前)金額 75,000円	
支払先	領収書通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 戸嶋事務所家賃				
備考					

領収書添付

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。



お取引日 06-05-27 取扱店番 003 取引番号 421187
口座番号 1320000310538*****
万円 五千元 二千元 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円

お取引金額
お引き出し ¥75,000
お取引時刻 受付番号 17:28*0005 お取引後残高

ご案内欄
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0
東京東信用金庫
隅田支店
普通預金
ウエノ マチコ 様

ご依頼人 電話
トシタケシマ ムネヨ 様

本日振込確約不可

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。



お取引日 06-05-27 取扱店番 003 取引番号 421187
口座番号 1320000310538*****
万円 五千元 二千元 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円

お取引金額
お引き出し ¥75,000
お取引時刻 受付番号 17:28*0005 お取引後残高

ご案内欄
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0
東京東信用金庫
隅田支店
普通預金
ウエノ マチコ 様

ご依頼人 電話
トシタケシマ ムネヨ 様

本日振込確約不可

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号			
領収書番号	22	代表者 確認日	5/27	経理責任 者確認日	5/27
支出日	2024年5月27日 ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧事務費 9 人件費				
支出目的	通信費				
支出金額	¥3,518-		減額前(按分前)金額 ¥2037-		
支払先	KDDI株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) 戸嶋携帯代 au電話料金				
備考					
領収書添付					

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

戸嶋 剛 様

| ご請求コード: 8034147060 | 発行日: 2024年 5月 3日 | 1 頁

●au 電話料金

●合計

7,037 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	7,037		お客様コード J2806069
< 4月ご利用内訳 >	7,037		ご利用月数は2024年 5月で20年 1ヶ月目です。
▼プラン利用料	6,380		
使い放題MAX 5G+通話定額2		2,880	基本使用料と通話定額2(1800円)の合算額です
使い放題MAX 5G/データ		5,500	
家族割プラス/auスマートバリュー		-2,000	カウント対象回線数 3台
▼通話料/使い放題MAX 5G+通話定額2	15		
通話料		40,340	
SMS(Cメール)送信料		18	
通話定額2 割引額		-39,360	
家族間通話全額割引(家族割)		-980	
家族間SMS全額割引(家族割)		-3	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額(10%)	639		10%消費税の課税対象額 6,398円
データ利用量(データ容量消費あり)	0.10GB		
データ利用量(データ容量消費なし)	59.88GB		

●auかんたん決済利用料

●合計

16,948 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	16,948		
▼auかんたん決済利用料	16,948		
auサービス情報料/税込		618*	
auかんたん決済/情報料/税込		16,330*	

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024 年 5 月ご請求分 (4 月利用分)

戸嶋 剛 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 5 月 27 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDIビル

ご請求コード	CUSTOMER CODE	8034147060
領 収 金 額	AMOUNT RECEIVED	23,985 円
うち消費税等	TAX	639 円
金融機関名	FINANCIAL INSTITUTION	*****
支 店 名	BRANCH	*****
口 座 番 号	ACCOUNT NUMBER	*****

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号	1		
領収書番号	23	代表者 確認日	5/27	経理責任 者確認日	5/27
支出日	2024 2024/05/27	~			
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧事務費 9 人件費				
支出目的	通信費				
支出金額	3,762 円		減額前(按分前)金額 7,524 円		
支払先	KDDI株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) au電話料金				
備考					

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社

<登録番号>

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 KDDIビル

T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 6月 5日

131-0033
東京都 墨田区 向島 2丁目 20-5 フォーレ向島302号室
村本 裕哉 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や言語に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 料金領収証に関するお知らせ
- 2024年9月発行分の領収書より「料金領収証」はご希望のお客さまのみの掲載となります。引き続き、「料金領収証」の掲載をご希望されるお客さまはお手続きが必要です。
- 詳しくは下記URLのご案内サイトをご確認ください。
<http://kddi-l.jp/EDc>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 6月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2024年 5月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2024年 6月25日

サービス別ご利用料金

au電話料金	11,631円
※うち消費税等 1.0%対象 (対象税込額は11,631円でした。)	1,057円

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル<登録番号>
T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 6月 5日

131-0033
東京都 墨田区 向島 2丁目 20-5 フォーレ向島302号室
村本 裕哉 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 料金領収証に関するお知らせ
2024年9月発行分の紙請求書より「料金領収証」はご希望のお客さまのみの掲載となります。引き続き、「料金領収証」の掲載をご希望されるお客さまはお手続きが必要です。
詳しくは下記URLのご案内サイトをご確認ください。
<http://kddi-l.jp/EDc>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 6月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2024年 5月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2024年 6月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	11,631円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	0537096957

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

サービス別ご利用料金

au 電話料金	11,631円
※うち消費税等 1.0%対象 (対象税込額は11,631円でした。)	1,057円

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先

◆au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024年 5月ご請求分

村本 裕哉 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 5月 27日ご指定の口座から
振替させていただきました。KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0537096957
領収金額 AMOUNT RECEIVED	7,524円
うち消費税等 TAX	684円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****